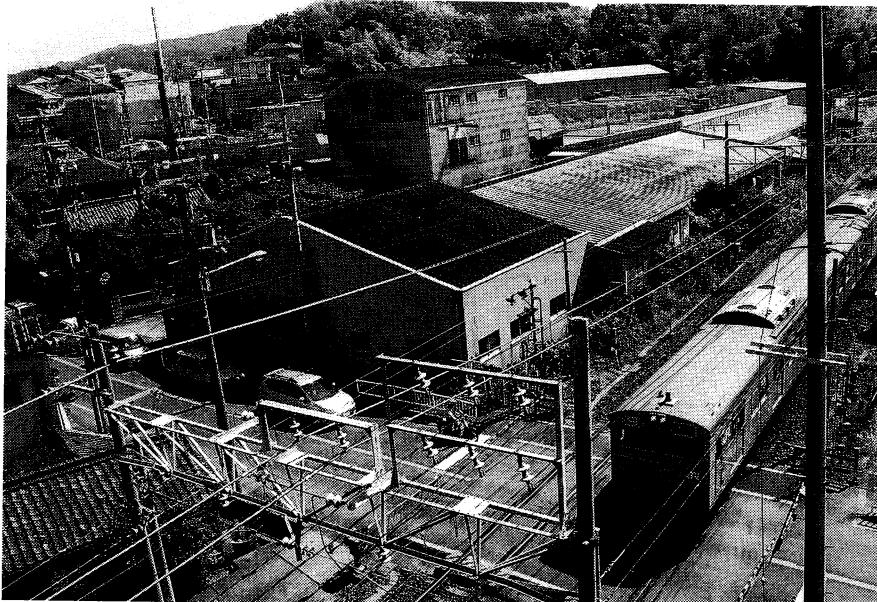


# 関西労災職業病

## 関西労働者安全センター

2006.12.10発行〈通巻第364号〉400円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602  
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278  
郵便振替口座 00960-7-315742  
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284  
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp  
ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



### 特集／アスベスト問題この一年

●船員たちのアスベスト問題 故・笠原さんの言葉を受けて…この3年	2
●奈良からの報告 一県がいよいよ「疫学調査」へ	5
●石綿新法からこれまでを振り返って アスベスト問題の現状と課題を考える	8
●韓国労働者定期訪問団の日本訪問記 それは、「石綿の恐怖」から始まった	26
●アスベスト報道ダイジェスト2006年9月後半-11月	29
●通勤災害の範囲を大幅に拡大 改正労働安全衛生法を読む④	31
●欧州では使用禁止の機械が売られている!? イビツなチェーンソーの規制	36
●前線から(ニュース)	39
●2006年冬期一時金カンパへのご協力のお願い	43

10-11月の新聞記事から／41  
表紙／120年間の操業をやめた栄屋石綿紡織所(大阪府泉南市)  
今は解体工事がすすめられている [撮影:今井明]

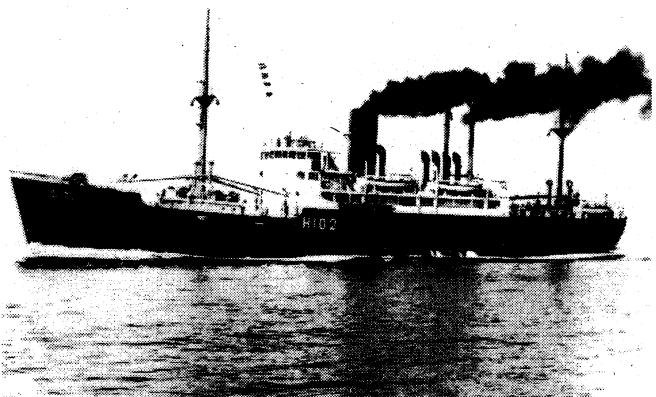
06  
11.12

# 船員たちのアスベスト問題 故・笠原さんの言葉を受けて…この3年間

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会  
副会長 古川和子

私が故笠原昭雄さんと出会ったのは3年前の10月だった。彼は胸膜中皮腫を発症していた。病気の原因とされるアスベストの曝露を記憶の中で辿つた彼は、当時新聞記事に掲載されていたホットラインに電話した。「広島在住の元船員さんが中皮腫になっている」と東京から連絡が入り「広島出身の古川さんに行ってもらっては」と片岡さんが私の広島行きを推薦してくれた。笠原さんと連絡を取り、早速伺つた。にこやかな笑顔で迎えてくれた彼の姿が今も印象に残っている。

聞き取りが始まって、船の機関部での過酷な労働は私を驚かせる事ばかりだった。初めての聞き取りで緊張する私に、解りやすく丁寧に答えてくれ元同僚2名も紹介していただいた。私たちが常に留意しているのは「労災申請を行なうに当たっての同僚証言は、多ければ多いほど良い」という事だ。2名の同僚証言者を訪ねて感動したのは未だに「喜びと苦しみを共有している」とだった。数十年前の事なのに昨日の出来事のように語る元同僚の松本さん、丸林さん。まずは「コロッパス」と呼ばれ、一輪車で石炭を運ぶ人。そして「ファイヤーマン」



笠原さんが乗船したと思われる「函館丸」（日本郵船創業100周年記念船舶写真集より）

といって船の罐に石炭を入れる人。更には「オイラーマン」といって機械にオイルを入れる人、とそれぞれの分担があり何れも埃だらけ、油まみれになる仕事だ。時として罐の修理を行なうが、その時には「ファイヤーブリッジ」といわれる罐の内部のレンガ塙を崩して、新しくアスベストセメントと呼ばれるものを練って建造する。彼らの協力で、船員の過酷な労働状態が社会保険事務所船員保険課の若い担当者達にも伝わったのだろう、笠原さんは労災申請後ほどなく認定された。しかし残念なことに認定後1ヶ月も経たないうちに逝去されたのだ。

### 動き出したOB会有志

笠原さんを通じて、船員のアスベスト問題が社会に提起されるきっかけとなったのは、毎日新聞の大島記者の熱心な取材による功績が大きい。毎日新聞の記事が出ると、いわゆる追っかけ記事が始まってその記事を読んだ方が「笠原と同じ船に乗っていました。私も中皮腫と診断されたばかりです」と電話が入った。大きな衝撃が走った。これはただ事では無い・・・そのように感じた。そして以後は次々と発覚した船員のアスベスト被害。そして「呼吸器の病気になったらアスベストを疑え、必ず健康診断を」という笠原さんの遺言を受けて日本郵船OB会の有志は動き出した。

OB会や海員組合、更には日本郵船に向けてアスベスト問題の提起を行い、2004年の12月には日本郵船の元機関部員に対してアスベスト健診が会社負担で行われることとなった。その結果、健診を行ったOBからは「胸膜プラーク」が多数発見されることとなった。陸上で働いていた方は胸膜プラークの所見があれば「健康管理手帳」が支給されて年2回の無料健診が受診できる。しかし、船員の方は手帳の制度が無かった。そこで郵船OB達は声を挙げてこの手帳の制度化を求めたのだ。その結果昨年(2005年)の12月15日から国土交通省は船員の健康管理手帳制度を設けることとなった。当時を振り返って「船員に健康管理手帳の制度が無かったということが信じられなかった。」とOB会世話役の丸川氏は語った。

### 郵船OB会に集う

11月27日、神戸市垂水区にある「舞子ビラ」で関西地区の日本郵船OB会の総会が行なわれた。総会には故笠原昭雄さんの妻で現在は「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会広島支部」の世話人をしている笠原倫子さんと共に参加させてもらう事となった。50名近いOB達が集う会場はとても和やかで気品に満ちていた。その様な中、笠原さんの奥様が参加された事もあって皆さんの関心はアスベスト問題に集中した。テーブルに座っている私の元にも多くの方がご自身の抱えている疑問や不安を訴えに来られた。石綿健康管理手帳の制度は出来たものの、その持つ意味を考えると不安になってくる、と言う方も相当数いた。OB会での皆さんのお話を少し紹介しよう。

○若くして肺がんで亡くなった人も多い。先輩も多く亡くなっている。もしかしたらアスベストが原因だったのかもしれない。

○常石造船所にいた時に、パイプの修理をしていたらまるで女の人がお化粧をした様に顔が(断熱材から飛散する粉で)真っ白になっていた。

○倉敷は綿製品の織物工場が多いが、その殆どは工場内の乾燥を防ぐ為にパイプから蒸気を出している。その周りは断熱材で覆われて、ボイラーの設備もあった

○機関部だけがアスベスト曝露をするではなくて、平均に飛散するから船に乗っ

ていれば全ての人がアスベスト曝露を受けている⇒振動で劣化した断熱材から飛散する

○「戦時標準船」の蒸気船のみがアスベスト使用をしている訳ではなくて、ディーゼルの様にボイラーが有れば必ず断熱材でアスベストが使用されてきた

○主としてグラスウールは冷凍冷蔵関係に使われて、高温のものにアスベストが使用されていた。

○世界の経済を支えて何万トンという荷物を運んだのは船だった。イランイラク戦争の時には油を運んでいた。

○郵船という会社が無料健診を始め、更には賠償金の支払いまで行なうようになったのはひとえに関西安全センターと患者と家族の会の皆様のお陰。

○昨年の夏の患者と家族の会のFAX作戦（アスベストがんの時効規定除外修正法案への賛成、即時成立を要請）では郵船OB会の皆も頑張った。自宅にFAXがない人はコンビニで送った。

等など、書き切れない位のご意見を頂戴した。笠原さんとの出会いがここまで大きく船員のアスベスト問題を提起したもの、まだ残された課題は大きい。

### 新たな課題も

この一年間で310名の方が手帳を交付されている。（内、郵船は30名）その多くの人は自費で健診を行なったと考えられる。厚生労働省はかつてアスベスト曝露職場にいたが現在は事業場が閉鎖されている、な

どの条件の人を対象に「石綿業務に従事した離職者に対する特別健康診断」を実施する。しかし、船員には適用されない。船員の管轄は国土交通省なのだ。船員とは、周知のごとくに「船の上で働く」人達のことだ。その船員が発病して労災申請を行なう時には「同僚の証言者を2名必要」とされているとか。

「船員手帳」・「乗船履歴」というものがあり何れも船に乗っていた確かな証拠だ。それにも拘らず別途証言者が2名必要とされるので彼らは元同僚の証言もさることながら、自分自身の記録を書きとめている。自分の記録が同時に証言内容となるからだ。郵船OB会のような組織がある元船員達は良いが、中小の船会社に勤務していた元船員達は同僚の証言もままならないだろう。船の上で働くという事はその職場から逃れることが出来ないので、太平洋の上で逃亡することも出来ないので何故証言者がいるのだ、と彼らは怒る。

船員のアスベスト問題に関わって3年。海の上に取り残されたかのような元船員達にもやっと救済の手が差し伸べられたと思ったのに、ここにきて新たな問題に直面している。



OB会の丸川さん（左）と  
真田さん（右）

# 奈良からの報告 一県がいよいよ「疫学調査」へ

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会  
奈良支部事務局 山本直子

2005年7月17日 それが始まりだった

昨年7月17日、アスベストによる健康被害を出したことがわかったとして、奈良県生駒郡斑鳩町にあるニチアスの子会社「竜田工業株式会社」(以下、竜田工業と称する)が地元住民に“説明会”を開催しました。

斑鳩町の住民の一人として、私も参加していました。今でもその時の様子をはっきりと覚えています。当時の工場長で伝田さんと言われる方が、ニチアスの佐藤さんと奈良医療センターの田村先生と並んで「国の基準より、より厳しい自主基準を設けてきたが、従業員の中から多くの被害者を出しました。近隣への被害は考えられない。」と説明していました。

それから数日して、私は新聞報道により、竜田工業の操業により近隣住民の中から被害者が出ていた事実を知ることになりました。改めて、あの“説明会”とやらは何だったのだろうかと思っています。

**話し合いもないままに、ニチアス・竜田工業も救済金支給へ**

2006年5月、ニチアス・竜田工業はクボタが決めた救済金に比較してあまりにも格差のある救済金支払いを突然発表しました。遺族や支援者は「苦しんで死んだのは皆、同じはず。企業規模を理由に金額に差をつけることはいかがなものか。」との怒りの声を挙げ、これが後の中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会奈良支部(以下、会と称する)結成への原動力のひとつとなります。

**中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会  
奈良支部の結成へ**

相前後して、私は患者と家族の会関西支部世話人の古川和子さんと関西労働者安全センター事務局次長の片岡明彦さんからのお話を伺うことになりました。その結果、地元奈良県での支部の立ち上げに協力させていただきました。

準備期間もほとんどない状況でしたが、当事者や関西支部に繋がる皆さんやマスコミの皆さんなどのご協力があり、5月21日(日曜日)、王寺町地域交流センターで設立総会を行いました。参加者皆で「団結して、ニチアス・竜田工業から誠意ある対応を引き出して行こう。」と確認し合いました。

### ニチアス・竜田工業実施の健康診断から、多くの近隣住民への健康被害が判明

ニチアス・竜田工業は1年前の7月から、極めて限定的な近隣住民（例えば、竜田工業の場合、近隣4自治会のみ）が対象。理由を尋ねると、斑鳩町と相談した結果である、と後に回答）を対象にした健康相談－健康診断を行なっており、その結果がマスコミから流れました。

私たちはアスベストの環境曝露について、加害企業が被害者である住民の健康診断を行い、そのデータを持つという極めて異例な事態に遭遇することになります。また、加害側の調査とはいえ、その発表された数字は、2005年末までに竜田工業では近隣住民202人のうち35人に「胸膜肥厚斑」「肺纖維症」などの石綿疾患と診断で、極めて深刻な事態となっていることが確認されました。

### 患者と家族の会奈良支部が、被害の実態解明を奈良県に申し入れ

6月8日・15日の両日にわたり、会は、奈良県庁に出向き、柿本知事あての申し入れ書を石綿被害の対策を担当する課に手渡し、被害の実態解明を強く申し入れました。

このセッティングは、会の顧問である高柳忠夫県会議員の尽力により実現しました。申し入れには各課の現場の担当者が出席し、一人の人間として、県の担当課の職員の一人として、今起こっている事態が深刻です



山本直子氏（左）申し入れ後、竜田工業構内で

ぐの対応が求められている、との認識をお互いに共有しあう場面となりました。しかし、これら担当者の“誠意”は、以降何度かの県上層部によるものと思われる“揺れ戻し”に会いながら今日に至っています。

### 患者と家族の会奈良支部、竜田工業との直接交渉へ

7月11日・9月6日・11月9日の3回にわたり、会は竜田工業との交渉の場を持ってきました。会が要請してきたのは、

- ・企業は公開の場で「住民説明会」を開催し、事態の説明と被害者への謝罪・補償についての考え方を明らかにせよ。
- ・被害の因果関係を明らかにするために、県が行なう「疫学調査」に協力せよ。
- ・石綿病変が出た人と同様の居住歴などを持つ人たちへ健康診断を拡大せよ。
- ・その他、個別事案

などです。

にもかかわらず、この要請に対する竜田

工業の回答は、今日現在不誠実なものとしか表現しえないのが実態です。

9月17日に結成された「ニチアス・関連企業退職労働組合」へのニチアスからの対応も同様に不誠実なものであったと聞いています。

私たちは、企業の壁の内と外（労働者と近隣住民）、社員と中途退職者や派遣労働者等との区別や差別の上に成り立ったこれまでのニチアス・竜田工業の被害者補償の姿勢を許すことなく、運動を継続していきたいと思います。

### 8月6日、竜田工業被害地域の真ん中で「みんなで考える集い」を開催



「みんなで考える集い」8月6日（撮影：今井明）

この日は、会員の一人で中皮腫で親族をなくされた遺族が発言し、アスベストを扱う企業の操業により、近くにただ暮らしているだけで命を奪われたことが訴えられました。

当日は、健康不安を持つ多くの近隣住民の参加があり、会はこれまでの企業や当該自治体や奈良県の動きや考え方を報告し、私たちが知りえた限りの被害実態の情報を公開しました。そして、一人でも多くの被害者が会に入会し、加害企業に対して、ともに団結していくことを訴えました。

### 奈良県、疫学調査へ

会は8月と10月の2回にわたり、新聞折り込みを媒体として「ちらし」を発行してきました。いずれも、被害実態と健康診断を受けようとの呼びかけと会の「主張」です。

ようやく、奈良県は「石綿ばく露による健康影響調査」を開始するに至りました。対象は平成17年7月以降に企業が実施した健診者の内、有所見となった地域住民となっており、企業側の協力が不可欠であるため、予断は許せません。12月8日が住民からの協力申し出の締め切り日となっています。

会としては、この調査の結果を見守るとともに、全国のアスベスト被害者と連携をさせていただきながら、今後の活動を継続していきたいと考えています。今後とも全国の皆さんのご支援をお願いします。

なお、会への連絡は電話0745-75-3901もしくは関西労働者安全センターへお願いします。

# 石綿新法からこれまでを振り返って アスベスト問題の現状と課題を考える

3月27日に「石綿による健康被害の救済に関する法律」(以下、石綿新法)が施行された。

「隙間のない救済」を掲げた石綿新法は「隙間」と「格差」だらけの欠陥・ザル法となつた。

昨年のアスベスト問題の発端となった尼崎・クボタ旧神崎工場アスベスト公害事件は、石綿新法施行後の4月17日に独自の「救済金」制度が発表された。石綿公害でははじめての患者・家族団体と加害企業の話し合いに基づく補償制度のスタートとなつたが、同様の周辺被害を抱えるニチアス・竜田工業は、クボタ救済金制度の発表直後に、一方的に低額の救済金制度を発表し、禍根を残した。

中皮腫の8割が職業曝露によるものと言われるにもかかわらず、救済の指標であるその労災請求・認定件数は非常に少なかつたが、クボタショック以降は激増した。これに呼応するかたちで、企業に労災の上積み補償を求める動きも拡大している。

こうした救済、補償の一定の進展の中で、制度や企業による補償が受けられないケースも多い。その最たるもののが大阪泉南地域の石綿被害。被害者は国家賠償を求めて裁判に踏み切った。今日の広範な石綿被害を

招いた政府と企業の責任が正面から問われている。

石綿全面禁止が実施される中で、建築・解体現場での石綿被害防止対策が重要となっているが、公共施設の拙速な石綿除去工事が問題を起こす一方で、民間の吹きつけ石綿の多くが放置され、実態が捕まれないまま、違法な除去、解体が横行しかねない状況となっている。

石綿のような大きな問題に対しては対策基本法をつくり、責任と権限を集中して政策を実行していく部局をおくべきである、という患者・家族、市民団体の声を聞かず、過去の政策失敗を引きづった既存行政組織がいまだにばらばらに対応しているというのが現状だ。

当面、これは変わりそうもないなかでは継続的で粘り強い運動が求められる。

以下では新法以降の動きを振り返りながら、アスベスト問題、特に、情報公開や救済・補償対策について考えてみたい。

## I 石綿問題と情報公開

### 1) クボタ労働者被害の情報公開

2005年4月26日、周辺中皮腫患者3名とクボタとの話し合いが初めて行われ、

当センター、尼崎労働者安全衛生センター、患者と家族の会も同席した。

事務折衝の段階で、クボタは内部情報の提供に応じていた。その中に労働者被害の関連資料があった（本誌2005年7・8月合併号No.351）。クボタは、労災保険法に規定する認定疾患（じん肺（石綿肺）及び合併症、肺がん、中皮腫、びまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水）を石綿疾病として社内の上積み補償の対象としているが、この石綿疾病について、在籍者・退職者別の死亡・療養者数、年度別死者数、年齢別死亡・療養者数、じん肺管理区分別死亡・療養者数、石綿作業従事年数別死亡・療養者数、疾病別死亡・療養者数（表1旧神崎工場）を旧神崎工場、小田原工場の別で明らかにした。小田原工場は肺がん4名、じん肺合併症1名で、他はすべて旧神崎工場だった。

表1によると、旧神崎工場関係で200

5年4月時点までに労災認定を受けた石綿疾病者は89名、うち死亡が74名。中皮腫は46名に及ぶ。

89名をじん肺区分別（表2）にみると52名がじん肺有所見者。当時の現場は極めて著しい粉じん職場だったことがわかる。きちんとした粉じん対策をしておけば、じん肺は防げたし、中皮腫発生も多くを防げたのである。

最初の石綿肺死亡者は1979年2月、最初の中皮腫死亡者は1986年1月、そして9月にもう1名中皮腫で死亡したとされる。

ところで他の資料では、危険度が高かった青石綿を使用した石綿パイプ製造工において、従事10年未満の者348名のうち226名が住所不明、従事1年未満で退職した者が654名いたことになっていた。クボタが把握しているだけでこれだけの被

表1 クボタの石綿疾病別死亡・療養者数

疾病名		死 亡	療養中	合 計
中皮腫	胸膜中皮腫	15	3	18
	腹膜中皮腫	27	1	28
肺がん		13	4	17
石綿肺 管理4		12	2	14
石綿肺 管理2,3合併症		6	3	9
その他（癌性悪疾質1名死亡、良性石綿胸膜炎2名療養中）		1	2	3
合 計		74	15	89

表2 クボタのじん肺（石綿）管理区分別死亡療養者数

じん肺管理区分	死 亡	療養中	合 計
所見あり	4	11	13
	3一口	2	4
	3一イ	12	14
	2	14	21
所見無し	1	35	37
合 計	74	15	89

## 特集/アスベスト問題この一年

害を出した工場であるので、こうしたすでにほとんど把握できなくなっているだろう人たちに出ている被害がたいへん懸念された。

また旧神崎工場の構内請負会社では、クボニ運送で石綿肺、肺がん、中皮腫各1名の計3名の死亡、中川工業所で肺がん1名死亡ということだった。

こうした企業の内部被害情報の開示はかつて行われたことがなかった。中皮腫患者3名他2名死亡という周辺被害情報とともに、内部被害情報の衝撃は非常に大きかった。6月29日の毎日新聞の夕刊のスクープが特大の扱いであったことも大きなインパクトを与えた。

むごたらしい内部被害と周辺被害とが表裏一体であることは誰の目にも明らかだった。

関連企業の内部被害情報の重大さに気づいたマスコミが、クボタ以外の石綿企業、石綿協会、造船会社、厚生労働省といったところに問い合わせを集中した結果、企業・業界団体、関係官庁による被害情報の開示が行われていくことになった。

クボタショック直後から当センターなどマスコミから問い合わせを受けたNGOは、

1) クボタだけで被害が出ているのではないこと、2) 潜伏期間が長いことや医療機関、行政の怠慢のため被害の原因に気づかない被害者がほとんどで中皮腫・肺がんの労災認定率は極端に低いこと、3) 石綿被害を隠し救済を阻んできた企業、行政の責任は重大であること、を繰り返し訴えたのだった。

さて、クボタショック以後、様々な被害情報の開示が行われる中で、当のクボタの内部被害はその後どうなっているだろうか？新聞報道を含めると表3のようになる。

クボタのホームページ(HP)には2006年11月8日付で「本年9月30日までの累計で、144名(死亡120名・療養中24名)となりました。<お問い合わせ先：CSR推進部 TEL：06-6648-2252>」と掲載されている。

なお、注意が必要な点はクボタの発表では「じん肺(石綿)」となっている点である。クボタは他の工場に鋳物部門があるなど、石綿以外の粉塵を原因とするじん肺の発生職場をかかえている。したがって、じん肺全般ということでくくると、さらに患者数は多いとみられる。石綿以外のじん肺被害については情報公開されていない。

表3 クボタ全体※の社員の石綿疾病被害累計

	石綿疾病	死亡	療養中	中皮腫	肺がん	じん肺その他
クボタ資料 2005.4.26	93	75	18	46	20	27
2006.3.31時点 2006.5.21毎日新聞	132	109	23	60	35	37
2006.9.30時点 2006.11.8毎日新聞	144	120	24	65	79	

※ほとんどが旧神崎工場。中皮腫はすべて神崎工場。

# アスベストが惜い

人は古嶋美代司さん(当時68歳)が4月末、石綿荷役のぶら中皮腫で死んでいたことがわかった。古嶋さんは通勤電車で勤務。神戸港から大型トラックで石綿荷役を運んだ。古嶋さんは「アスベスト入り、頭が真っ白になった。トラックの荷台も粉じんだらけ。しかし、会社や工場からは危険とは知らされなかった」と話していた。初めて体の異変に気付いたのは昨年12月だった。腹部が熱く調子が悪かった。今年2月末、医師から腹痛...。しかし、最窮屈さん(42)がインターネットで「元日通社員の石綿労災死」を発表していったところだ。

## 生前に労災申請

調べ、「がんの種別:治療方法がない」と分かった。

死亡した。「大島義利

死亡した。

行った。その結果、各社は連帯してクボタ社員並みの補償を支払うこととなった（次頁記事参照）。

日本通運については旧神崎工場関連で数人の被害者が労災認定を受けていることが確認されているものの、労災申請時の事業主証明を拒否するなど無責任な対応をとり続けてきた。現在、尼崎安全センターは構内下請に統いて、日通との補償交渉を始めつつある。ちなみに日通は、奈良県王寺町のニチアス王寺工場関係でも中皮腫被害者が出でおり、遺族は補償を求めたが「退職者の補償制度はない」として話し合いを拒否してきた経緯がある。いずれにしても、日通ならびにクボタがどういう対応をするのか注目される。

### 2) ニチアス・関連企業労働者被害の情報公開

ニチアスは現在、全国に5工場をもつ石綿最大手企業である。日本の石綿産業史の中心であり、石綿政策にも深く関与してきた。

ニチアスはクボタショック後、2005

表4 ニチアスの石綿疾患・じん肺死亡者数  
(1976年～2006年9月に労災保険、石綿新法で認定された死亡者数)

事業所名	中皮腫	肺がん・合併症	計
鶴見工場	4(2)	10	14(2)
王寺工場	10(2)	30(2)	40(4)
羽島工場	9(1)	19(1)	28(2)
袋井工場	2	4	6
結城工場	0	0	0
工事他	17	13	30
子会社計	5(2)	0(1)	5(3)
合計	47(7)	76(4)	123(11)
じん肺死亡			64(2)

( )は2006年4月～9月に認定された療養者数)

年7月5日、2006年5月2日、11月13日の3回にわたって「アスベストによる健康障害状況」として内部被害をHP上に開示している。分類などにやや一貫性がなくわかりにくいが、死亡者数は概ね表4のようにまとめられるだろう。療養中の数については現在の療養者数がわかる形になつていないため、2006年4月～9月に認定されたとされる数を( )に記した。

クボタと比較すると、一つの工場では旧神崎工場に及ばないが、企業全体では、中皮腫死亡47名、肺がん・合併症死亡76名で計123名となり、クボタの120名死亡を上回っている。じん肺死亡64名をくわえると死亡者数合計は187名にのぼる。

11月13日発表の資料では子会社の数字が加わっているが、その社名は開示されていない。

「工事他」という分類は、吹き付け工事会社の社員に発生した被害をニチアスが事業主証明をして労災認定したケースが該当するだろう。この工事会社名は開示されていない。

### 3) エーアンドエーマテリアルなどその他の労働者被害の情報公開

アスク（旧朝日石綿工業）と浅野スレートが2000年10月に合併してできたエーアンドエーマテリアルは、稼働中10工場、閉鎖18工場の大手メーカーである。

過去5回、「石綿健康障害に関

# 死連関綿石

クボタ、下請けも補償

## 日雇い、時効問わぬ

トバケード(日本)を最初に作成し、織田信長が死んだ下総守護者への贈呈につづく。大手機械メーカー「ボガタ」(日本製)は、日本、韓国、香港など世界中の工場で年間50万台、300万台の生産能力を持つなどしている。あるいは、約20年間で死亡している。終の人生で手に持つべき物と呼んでいた。彼は、この業界で最も長い歴史を持つ企業である。その歴史を語るうえで、彼の業績は必ず記述しなくてはならない。支那団体は「中国の父」と呼ばれていた。(6回目出張)

# クボタ石綿補償 宿まつた社員との差

2006年11月28日 每日新聞

表5 エーアンドエーマテリアル元従業員の石綿健康障害の状況

2006年9月30日現在の累計	石綿との関係が特定できるもの				計	石綿との関係が特定できない肺がん、じん肺等		
	中皮腫		石綿に起因する肺がん等					
	工場従業員	施工作業員	工場従業員	施工作業員				
死者	18	9	4	1	32	58		
療養中	1	2	0	0	3	24		
計	19	11	4	1	35	82		

※HPの数字を筆者がまとめたもの。

する弊社の状況について」をHP上に公表している。最新版は2006年10月11日付で9月30日現在の数字が示されている(表5)。

現在、事業場ごとのまとめはおこなわれていない。下請会社については情報がない。

その他の石綿関連企業についても、類似した情報公開がHP上でおこなわれている。

こうした企業による情報公開の問題点は、次のようにまとめられるだろう。

これまで企業内部の石綿被害が全く公開されてこなかつたため、自らの石綿被害の原因に気づくことのできないことが非常に多かつた。これが、多くの被害者の救済の道を閉ざしてきた最大の原因だ。

クボタ事件は典型的にこのことを証明した。石綿関連がんの労災認定率が極端に低い原因もまだ同じであった。企業の内部被害情報を公開することは、こうした事態を改善するために不可欠のことだ。情報公開の内容は、この目的にとって有効な情報を提供するべく、次のような項目を網羅すべきだろう。

① 下請会社、出入り業者を含む、事業場別の労災補償状況(疾病別、年度別、制度別)、じん肺管理区分決定状況、石綿・じん肺健康管理手帳交付件数等に関する

情報。

② 石綿取扱に関する詳細情報(石綿製品製造推移、工場・工程、石綿種類別年度別使用量など)。

③ 専門家による疫学調査の実施と結果の公表。過去の労働環境測定データの公表。

これまで行われてきている企業の情報公開の内容の質はバラバラで、一言で言えば、不十分と評価できる。もっと意味のある情報公開が必要だ。

様々な企業の情報公開の状況は、全国安全センター情報公開推進局HP(<http://www.joshrc.org/open/>)のアスベストコーナーからたどることができる。

たとえば、ブリジストンは先日はじめて中皮腫被害で労災認定者を出し、HP上には次のような掲載が行われた。しかし、最低限、どのような原因で中皮腫になったのかは明らかにするべきではなかろうか。曝露原因を明らかにする内容が記載されていない、というのは、今日の企業内被害の情報公開の特徴でもある。

2006年11月24日  
アスベスト(石綿)健康被害者初の労災認定について

株式会社ブリヂストン（社長 荒川詔四）は、当社工場に勤務していた元従業員が中皮腫で亡くなった件について、ご遺族が労災申請を行い、このたび久留米労働基準監督署より労災認定を受けたことを発表しました。

元従業員の方は、1959年に当社に入社され、久留米工場、東京工場、甘木工場、その後当社子会社であるブリヂストンエンジニアリング西日本株式会社に勤務し、1998年3月に退職されました。2002年9月に中皮腫により亡くなりました。

尚、アスベスト関連の労災認定は、当社では本件が初めてとなります。

当社グループでは、今後とも幅広く従業員・退職者の健康調査を行うとともに、工場・設備・建物でのアスベスト使用状況を確認し、アスベストの除去や代替品への切り替えを進めてまいります。また、今後とも行政・関連団体との情報交換を行い、適時情報公開を行ってまいります。

#### 4) 厚生労働省の労災認定事業場名公表

以上のように、企業からの情報公開内容には不十分な点が多い。

ここで注意したいのは、もともとそれらは労災認定事案がもとになっていることだ。クボタショック後、マスコミからの問い合わせが相次いだ石綿関連企業、業界団体が様々に被害情報を公表するという「流れ」ができるなか、私たちがマスコミ関係者などに強調したのは「厚生労働省がすべてを知っているのだから、まず彼らこそ、すべての情報を開示すべきだ」ということだつ

た。

本来、労災認定情報については、どこの企業でどういう労災職業病が何を原因に発生しているかが公開され、その情報が社会的に活用されることが望ましい。全国安全センターでは、近年、アスベスト関連がんをはじめとする労災認定状況について、情報公開法を活用した情報公開に取り組み、情報公開法以前は全く明らかでなかった都道府県別労基署別疾病別の認定件数について入手できるようになってきていた。

しかし、個別の労災認定情報については公開されることがないため、どの企業でどういう石綿被害が起こっているのかは全くわからなかった。

クボタショック後の7月21日に行われた全国安全センター厚生労働省交渉でも強く労災認定情報の公開を求めた。そして、社会的圧力に負けるかたちで7月29日に厚生労働省は過去の労災認定事業場名の公表に踏み切った。

7月29日発表のアスベスト問題に関する関係閣僚による会合「アスベスト問題への当面の対応」の中で、「2) 国民の有する不安への対応」「○国民への積極的な情報提供(総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)」として、「アスベストによる健康被害の状況把握について、労災認定に係る個別事業場名の情報開示、製造・使用企業別に実施された調査(アスベスト既製造企業、造船等運輸関連企業)の結果公表を通じて、積極的な情報提供に努める。」とされたのである。

経産省、国交省の調査は企業の自己申告

## 特集/アスベスト問題この一年

に基づくものであり、いずれも被害情報は労災認定事案をまとめたものに各企業の石綿取扱情報を付加したものだった。被害情報としては厚生労働省の情報が最も網羅的で確度は高い。

それまで、この種の情報公開が必要であることを全国安全センターの厚労省交渉や情報公開法による開示請求を通して、再三再四私たちは主張してきたが厚労省はこれを無視し続けていた。それを公開するというのであるから前代未聞の出来事だったのである。

厚労省は、(1) 1999年度～2004年度、(2) 1998年度以前、の二つに分け、7月29日、8月26日の2回に分けて公表した。表6は、8月26日厚労省発表の総括表から作成した。

98年度以前については「平成10年度以前分の統計上の件数は317件であるが、関係資料等が保存されている200件に係る122事業場について公表対象とした。」(厚労省)とのこと。

99年度から04年度については、全部を公表対象としている。

認定件数ベースでみた事業場名公表率を試算したのが表7。

全部を公表対象とした99年度から04年度については、85%が事業場名を公表されたが、15%は公表されていない。未公表のうち、事業場不明が48件あったが「調査で特定できなかったもの」ということになっているが、事業主が公表を拒んだケースがあったのではないかということも疑われる。48件は公表対象539件の8.9%にあたる。

99年度から04年度について公表率を都道府県別で試算してみると、公表率の低い主なところは表8のようになる。北海道の中皮腫の公表率が低いのがやや目につく。

結局、04年度以前の肺がん・中皮腫の全認定事例856件のうち640件にかかる415事業場名（公表対象とされた511事業場の81.2%）が公表された。

公表された事業所情報は次の通り。

- (1) 事業場を所轄する労働局及び労働基準監督署の名称
- (2) 事業場の名称
- (3) 石綿ばく露作業状況
- (4) 労災認定件数（肺がん、中皮腫別）
- (5) 事業場における石綿取扱い期間
- (6) 現在の石綿取扱い状況
- (7) 特記事項

表6 厚労省・石綿がん労災認定事業場名公表の全体像 2005/7/29、8/26

区分 (年度)	公表対象		内 訳					
			事業場公表		事業場不明		特別加入	
	事業場数	認定件数	事業場数	認定件数	事業場数	認定件数	事業場数	認定件数
98以前	122	200	102	180 (83,97)	11	11	9	9
99～04	389	539	311	460	48	51	28	28
合計	511	739	415	640	59	62	37	37

( ) 内は（肺がん、中皮腫）

表7 認定事業場名の公表率

区分 (年度)		肺がん 公表件数/全認定件数	中皮腫 公表件数/全認定件数
98以前	1)公表対象外	0 / 117	
	2)公表対象 $a+b=200$	83 / a (?)	97 / b (?)
	98以前全体	83 / 180 (46.1%)	97 / 137 (70.8%)
99~04	全部公表対象	149 / 174 (85.6%)	311 / 365 (85.2%)
合計	1)を含む	232 / 354 (65.5%)	408 / 502 (81.2%)
	1)を含まない	640 / 856 (74.8%)	

表8 99年度～04年度の認定件数10件以上で  
公表率100%未満の都道府県

都道府県名	肺がん		中皮腫	
	公表/認定	公表率 %	公表/認定	公表率 %
北海道	1/1	100	11/17	65
埼玉	3/4	75	9/10	90
東京	21/28	75	17/22	77
神奈川	24/34	71	41/47	87
静岡	1/1	100	8/9	89
愛知	6/6	100	6/7	86
大阪	16/18	89	30/35	86
兵庫	13/16	81	68/73	93
岡山	15/15	100	21/26	81
広島	2/2	100	20/25	80
福岡	9/9	100	12/13	92

「公表の趣旨」は、

- (1) 公表対象事業場でこれまで業務に従事したことがある方に対し、石綿ばく露作業に従事した可能性があることを注意喚起する
- (2) 周辺住民の不安等の社会的関心が高まる中で「周辺住民」となるか否かの確認に役立ててもらう
- (3) 関係省庁及び地方公共団体等における石綿被害対策の取組みに役立ててもらう

という観点から有益な情報を広く国民に提供することが重要であり、労災認定事業場

一覧表は、そのための情報として欠くことができないものであると判断したためである。」

ということであった。

特に(2)のためには、事業所情報に事業場の(当時の)住所が正確に記載される必要があったが、これは開示されなかった。所轄労基署名だけでは不十分、不親切であり、明かな不備といえる。長い潜伏期間を経て発症する疾病のため、患者はかつての居住地を遠く離れたところで発症している可能性が高いのである。

## 特集/アスベスト問題この一年

さらに、認定年度などの情報も開示されるべきであった。

### 5) 2005年度以降も労災認定事業場名公表は不可欠

2005年度の石綿による肺がん、中皮腫の労災補償状況は、前年度までと激変した。原因是、石綿被害について社会的認識が高まつたことと労災認定基準が年度終盤の2006年2月9日付で改正になったことである（「石綿による疾病的認定基準について」基発第0209001号平成18年2月9日）。

改正の主な点は（厚労省）、

- 1 中皮腫については、これまで石綿肺の所見が得られない者に発症したものは、胸膜プラーク、石綿小体又は石綿纖維が認められるとの医学的所見を認定の要件としていたが、中皮腫の確定診断等がなされていることの確認ができていれば医学的所見を求めないこととしたこと。
- 2 肺がんについては、これまで石綿肺の所見が得られない者に発症したものは、胸膜プラーク、石綿小体又は石綿纖維が認められるとの医学的所見が得られ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が10年以上あるものを業務上と認定していたが、石綿小体又は、石綿纖維量が一定量以上認められたものは、石綿ばく露作業への従事期間が10年に満たなくても認定することとしたこと。
- 3 びまん性胸膜肥厚については、これまで全ての事案を本省協議としていたものを、一定のものについて業務上と認定するための基準を示したこと。

大まかにいえば、中皮腫は緩和され、肺がんは厳しくなった。

結果として、請求件数の激増を背景に、認定期数が激増、不支給率も大幅に高くなつた（表9）。不支給件数増加の主な理由は、肺がん認定基準の制限、長い潜伏期間が原因となって曝露歴が不明とされるケースが増加していることである。いずれも早急な認定基準見直しが必要である。

さて、06年度半期までの肺がん・中皮腫の労災認定推移（図1）をみると、05年度（肺がん219件、中皮腫503件）、06年度半期（肺がん328件、中皮腫512件）を合わせると、肺がん547件、中皮腫1015件、合計1562件もが新たに労災認定された。

前述したように昨年の事業場名公表で04年度以前の640件にかかる415事業場名が公表されたところだが、件数で $1562 / 640 = 2.4$ 倍となっている。昨年度の公表の趣旨をふまえるならば、昨年に引き続き事業場名の公表が行われて当然である。

しかし、厚労省はいまだに05年度以降の労災認定事業場名を公表しようとしていない。

こんなことが許されていいはずがない。

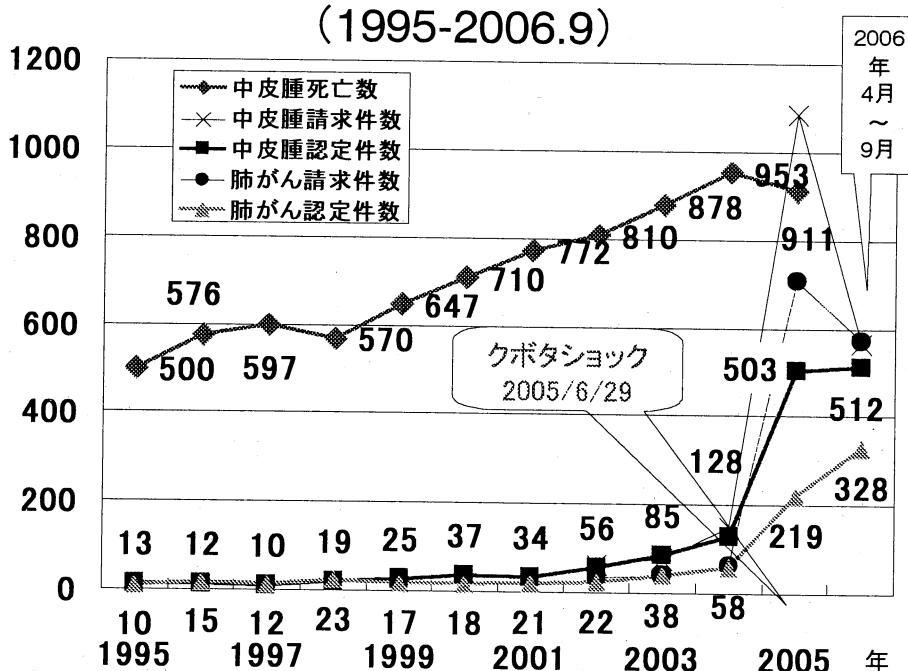
厚生労働省は、ただちに05年度以降の労災認定事業場名を事業場の住所地をつけて公表しなければならない。

### 6) 中皮腫死亡データの情報公開を

中皮腫と胸膜プラークは石綿曝露によって特異的に発症するとされている。

表9 2004年度以降の肺がん、中皮腫労災補償認定状況

労災保険	04年度	05年度	06/4/1-9/30
肺がん	請求	61	712
	支給	58	219
	不支給	3(4.9%)	64(22.6)
中皮腫	請求	149	1084
	支給	128	503
	不支給	3(2.3%)	54(9.7%)
合計	請求	210	1796
	支給	186	722
	不支給	6(3.1%)	203(19.5%)

図1 肺がん・中皮腫の労災認定件数推移  
(1995-2006.9)

発症率は胸膜plaquerの方がはるかに高いが、統計はとられていない。中皮腫死亡については、1995年以降は人口動態統計（厚生労働省統計情報部主管）の中で分類されて集計されている。

厚生労働省統計情報部では保健所、都道

府県と集約してきたこのデータを保有している。

石綿被害が問題になっている中、石綿曝露に特異的に発生する中皮腫死亡数データ（年度別男女別市町村別）を把握し、分析することにより、中皮腫死亡の地域的集積性

## 特集/アスベスト問題この一年

を検討することができる。石綿被害の原因をさぐる糸口として重要な情報である。

ところが、現在、統計法の規定などを盾として、厚労省はこのデータの公開を拒否している。

たとえば、尼崎のクボタ石綿公害がなぜ今に至るまで問題にならなかつたのか？すでに述べたように、企業内部の被害情報が外部に対して秘匿されてきたことが原因である。しかし、人口動態統計の中皮腫死亡数が公開されていれば、専門家や石綿被害に関心をもつNGOが尼崎市の中皮腫死亡率が異常に高いことにもっと早く気がついたに違いない。

とにかく、これだけアスベスト問題が国全体の課題になる中で、いまだに、基本データである市町村別中皮腫死亡データが各都道府県にさえ伝えられていないことは驚くほかない。

この問題については、全国安全センター情報公開推進局を担当している榎原悟志氏（社労士、名古屋労災職業病研究会）が的確に論じている（次ページ記事 朝日新聞2006年11月29日「私の視点」）。

患者と家族の会、榎原氏らの努力で、現在までに、奈良県と岐阜県の市町村別中皮腫死亡数について両県が公表、これによって

ニチアス、竜田工業のある奈良県王寺町や、斑鳩町などと、岐阜県羽島市の中皮腫死亡率が明らかになったのである。奈良県はその後、県内の中皮腫死亡に関する疫学調査とニチアス・竜田工業の検診での有所見者等を対象とした調査を実施することになった。

実は、「第1回石綿による健康被害の救済に係る事業主負担に関する検討会」（2006年7月24日開催）に環境省から「平成7年～16年市区町村別の中皮腫の死者数」という資料が提出されている。一部の自治体の死亡数は＊とされていて、おそらく3人以下については厚労省の指示で数字を伏せたとみられる。男女別ではない総数がならんでいる。環境省に男女別の正確な数字を求めたが、開示することは厚労省統計情報部から許可されていないといい、また、今は、統計情報部から提供された元資料も期限切れで廃棄した、ということであった。

厚労省は今もかたくなに情報公開を拒否している模様だが、石綿被害を招いた要因の一つが、貴重な国民の統計が活用できていなかったことにあったのだということを真摯に反省し、一日も早く公開に踏み切るべきである。

(つづく)



### 図解 あなたのまわりの アスベスト危険度診断

中皮腫・じん肺・アスベストセンター [編]

怖がっているだけではもういけない！

1260円（税込み）朝日新聞社

…アスベストに詳しい民間団体が「建物のアスベスト」について徹底解説。これさえあれば気になるアスベストの危険性が簡易判断できる初めての本です。自宅・学校・会社…気になるあなたに必携の一冊です。





## 奈良県市町村別5年刻み中皮腫死亡数

平成18年 6月27日  
厚生委員会追加資料

平成7年から平成16年における中皮腫による死亡者数(市町村別)

市町村名	H7~H11			H12~H16			合計		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
奈良市	10	9	1	18	15	3	28	24	4
大和郡山市	4	3	1	2	2		6	5	1
天理市	2	1	1	2	1	1	4	2	2
生駒市	1	1		5	4	1	6	5	1
月ヶ瀬村									
都祁村									
山添村									
平群町	1		1	5	3	2	6	3	3
三郷町	2		2	1		1	3		3
斑鳩町	4	2	2	5	4	1	9	6	3
安堵町									
橿原市	4	2	2	5	3	2	9	5	4
桜井市	1	1		1	1		2	2	
川西町	1	1					1	1	
三宅町									
田原本町	2	2		2	2		4	4	
大宇陀町									
菟田野町									
櫻原町	1	1		1	1		2	2	
室生村				1	1		1	1	
曾爾村				1	1		1	1	
御杖村	1	1					1	1	
高取町				1		1	1		1
明日香村									
大和高田市	1		1	3	1	2	4	1	3
御所市	1		1	3	2	1	4	2	2
香芝市	2	2		2	2		4	4	
葛城市									
新庄町							1	1	
富麻町	1	1					1	1	2
上牧町	2	1	1	1			1	3	1
王寺町	2	2		4	3	1	6	5	1
広陵町	1		1	2	2		3	2	1
河合町	1	1		2		2	3	1	2
五條市				1	1		1	1	
西吉野村	1	1					1	1	
野迫川村									
大塔村									
十津川村									
吉野町									
大淀町				1		1	1		1
下市町									
黒滝村									
天川村				1		1	1		1
下北山村									
上北山村									
川上村									
東吉野村									
合計	46	32	14	70	49	21	116	81	35

## 岐阜県中皮腫死亡者データ5年区切り 地域別 男女別

死因  
分類番号 中皮腫  
(C450-C459)

(単位:人)

	H8-H12			H13-H17		
	男	女	計	男	女	計
岐阜市	5	2	7	7	3	10
大垣市	2	3	5	2	1	3
高山市	1	1	2			
多治見市	1		1	1	1	2
関市	1	1	2			
中津川市				2		2
美濃市	1		1			
瑞浪市	1		1	1		1
羽島市	5	1	6	7		7
恵那市				1		1
美濃加茂市						
土岐市				1		1
各務原市				4		4
可児市				1	1	2
山県市					1	1
瑞穂市	1		1	2		2
飛騨市	1		1	1		1
本巣市						
郡上市				1		1
下呂市	1		1		1	1
海津市	1		1			
岐南町						
笠松町	1		1	1		1
養老町				2		2
垂井町	1		1	1		1
関ヶ原町		1	1			
神戸町	1		1			
輪之内町				1		1
安八町						
揖斐川町	1	1	2	1		1
大野町	1			1		1
池田町						
北方町				1		1
坂祝町					1	1
富加町						
川辺町						
七宗町				1	1	2
八百津町				1		1
白川町						
東白川村						
御嵩町	1		1			
白川村						
計	27	10	37	41	10	51

## 奈良北西部4町

# 中皮腫死亡率4.7倍

岡山大 調査 女性6.5倍、石綿飛散で?

奈良県北西部の王寺、  
斑鳩、三郷、平群4町で、  
アスベスト(石綿)関連  
がんの中皮腫による死亡  
率が01~04年に全国平均  
の4・7倍に達している  
ことが、岡山大学院医

歯学総合研究科の頬腰貴  
志医師らの調査で分かっ  
た。仕事で石綿を吸う機  
会が少ない女性は、6・  
5倍といつて高率で、居  
住が原因で発症した可能  
性が高いとしている。同

地域には、石綿製品を製  
造してきた二チアス王寺  
ら富山市で開く日本公衆  
衛生学会総会で発表す  
る。調査は、まず00年度  
は仕事以外で石綿を吸  
っている可能性が高い。王  
寺工場ではこれまでに周  
辺住民21人に石綿を吸つ  
たことを示す胸膜肥厚斑

地実験は10月25日か  
ら富山市で開く日本公衆  
衛生学会総会で発表す  
る。調査は、まず00年度  
は仕事以外で石綿を吸  
っている可能性が高い。王  
寺工場ではこれまでに周  
辺住民21人に石綿を吸つ  
たことを示す胸膜肥厚斑

と、実際の死者数を比較  
した。その結果、4町の  
死者想定は2・58人だっ  
たが、実際は4・7倍の  
12人が死亡していた。男  
女別では男性が4・0倍、  
女性は6・5倍だった。

一般に、仕事で石綿を  
吸うことが多い男性の死  
亡率が高く女性は低い。  
女性の死亡率が高い場合  
能がある。詳しい調査  
のため国や県は積極的に  
協力するべきだ」と指摘  
している。

兵庫県尼崎市のクボタ  
旧神崎工場周辺で多数の  
死者数などから全国の死  
亡率を算出。それをもと

に推定した4町の死者数

などを病変が確認され、  
龍田工業周辺でも44人が  
同様の診断を受けた。

津田敏秀・岡山大学

院教授(環境医学)は「死

亡率が高いのは工場から  
飛散した石綿が原因の可

能性がある。詳しい調査  
のため国や県は積極的に  
協力するべきだ」と指摘  
している。

している。

する。

者

が

い

こと

が

い

る

こと

が

</

2006/11/22(水) 朝日新聞名古屋本社版社会面 P30

第3種郵便物認可

# 中皮腫死亡 全国の3.75倍

## 岐阜・羽島 ニチアス工場原因?

岡山大調査

岐阜県羽島市で、石綿（アスベスト）が原因で発症するとされる中皮腫による死者数が、96～05年にかけて全国の死亡率の3.75倍に上っていることが、岡山大学医学部歯科医学院歯業学総合研究科の頬藤貴志医師らのグループの調査でわかった。同市には大手建材メーカー「ニチアス」羽島工場があり、周辺住民にも被害が出ている。頬藤医師らは今後、さらに関連を調べたいとしている。

中皮腫による全国の死

率を、人口動態統計と国勢調査から算出。それをもとに推定した羽島市の死亡者数は3・47人だが、実際に死んでいたのは3・75倍である13人だった。頬藤医師は「統計学上、偶然では説明できない倍率。被害が広がっている証拠だ」と指摘する。

性別では、男性が12人で全国の死亡率の4・46倍、女性が1人で1・21倍。女性の死亡率が低いことについては、頬藤医師は「より詳細な調査が必要」としている。

調査では、96～05年

率を、人口動態統計と国勢調査から算出。それをもとに推定した羽島市の死亡者数は3・47人だが、実際に死んでいたのは3・75倍である13人だった。頬藤医師は「統計学上、偶然では説明できない倍率。被害が広がっている証拠だ」と指摘する。

性別では、男性が12人で全国の死亡率の4・46倍、女性が1人で1・21倍。女性の死亡率が低いことについては、頬藤医師は「より詳細な調査が必要」としている。

調査では、96～05年

率を、人口動態統計と国勢調査から算出。それをもとに推定した羽島市の死亡者数は3・47人だが、実際に死んでいたのは3・75倍である13人だった。頬藤医師は「統計学上、偶然では説明できない倍率。被害が広がっている証拠だ」と指摘する。

さらに岐阜市と岐阜県膜ブラーク」が見つかった。

同大学大学院の津田敏秀教授（環境医学）は「住民への影響を見るにはより詳細な調査が必要になる」としたうえで、「工場向かいの羽島市民病院にいた60代の元女性看護師が中皮腫を発症、11月1日に石綿健康被害救済法の救済認定を受けたばかり。周辺住民を対象にした健康診断では、89人から石綿を吸ってできる病変「胸膜肥厚斑（胸

## 韓日労働者定期訪問団の日本訪問記 それは、「石綿の恐怖」から始まった

韓国の全国民主労働組合総連盟(民主労総)全北本部は全港湾関西地方本部との定期交流を行っており、今年ちょうど10年目になった。帰国する直前の忙しい日程の中で関西労働者安全センターとの交流が行われた。

「今日の話は良い話というより、怖い話だったなー」。空港まで行く道中の話である。訪問団の帰国報告は「石綿の恐怖」から始まった。全北本部でも石綿の健康被害についての取り組みが始まれば、この国際交流は思っても見ない成果を生み出したと言えるだろう。

### 石綿の恐怖、韓国の労働者は安全なのか?

全羅北道の労働者は日本の関西地方にある労働組合と労働団体、社会団体と定期的に交流している。今年で10年次の定期訪問団となった私たちは、総勢5人で構成され、2006年9月20日から26日まで日本に行って来た。

### 石綿の産業災害運動に立ち上がった日本の労働者団体…韓国は?

この訪問記は9月26日、最後の訪問団体である関西労働者安全センターのことだ。ここで知った石綿被害問題について報告する。関西労働者安全センターで現在主にしている活動は、「石綿に関する産業災害と環境被害」だった。実に大変な事実を知ることになった。また、この文章を書くために資料を捜す中で、韓国でも石綿による中皮腫の被害事例が扱われているということも分かった。今まで報告されたところでは、韓国でも1999年の16人から始まり、

2003年まで毎年増え続けて、34人が死亡したと報告されているのはもっと衝撃的だった。

この文章でこのような石綿による悪性腫瘍に対する説明と、日本の闘いの事例を通して、わが国の建設労働者と石綿に直・間接的に携わった多くの労働者が、石綿被害による悪性腫瘍なのかそうでないのかについて知らせてやりたい心情を記す。詳しい説明はできないが石綿は少量でも被爆すると、潜伏期間の30~40年が経った後に発病するという。これは労働者がほとんど退職した後に発病するということで、事実上何らの法的保護も受けることもできないまま死んで行かなければならないという、残念な結果をもたらすことになるということである。石綿被害は石綿に係わる労働をする人だけが被るものではなかった。石綿工場で働く夫の服を洗っていた妻まで石綿に被爆し、胸膜中皮腫に罹って死亡した事例があるという日本の報告には、本当に暗たんとして言葉も出なかった。

私たちは関西労働者安全センターを訪問した席で、石綿の恐怖がいま日本列島を熱

くしているということを知った。電車が走る高架の下で文房具店を経営していた人が（石綿は橋の下で、耐火、断熱、吸音の長所があるという理由で広く使われている）胸膜中皮腫に罹るなど、日本での石綿被害はそれこそ恐れるに値する。また建設ブームに沸いていた60～70年代の建物は、学校、病院など、ほとんどで広範に使われた。このような仕事に携わった労働者は他の人々より中皮腫にかかる確率が5倍にのぼり、喫煙の習慣があると50倍に達する。特に中皮腫は必ず石綿の曝露によって現われるという特徴がある。石綿に露出した人の中で中皮腫が確認されると、発病後3年以内に命を失うという点で、石綿は実に『静かな時限爆弾』というニックネームを付けられている。

このような状況で日本では、兵庫県の尼崎という所にあったクボタという大企業が、石綿に露出した労働者の死に対して自ら認め、クボタの尼崎工場の隣近1.5km以内の住民にまで補償しているのが実情だ。しかしこの運動をしている活動家たちは、いまだにクボタが謝罪せず、完全に責任を認めていないと言う。理由はクボタはただ補償金を出すやり方で、慰労金として支給しているからである。そこで日本政府は新しい法令を制定して石綿被害者たちを救済しようとし始めた。これ以前に日本の労働災害関連の団体は、退職後に発生する石綿被害患者に対して、当然労働災害として認めて、補償されなければならないという運動によって、約700人余りが労働災害として認められるという成果を残している。ま

た日本で『引退者(退職者)労働組合』を結成して、石綿被害者としての闘いを展開している。

### 『静かな時限爆弾』、石綿露出被害事例の収集調査をしなければ

私たちが訪問した関西労働者安全センターでは、韓国の実情について多くの心配していた。理由は簡単だった。資本家たちは既にこのような問題点を共有しているはずだし、おそらく韓国でも多くの労働者が悪性腫瘍にかかって命を失っている可能性が高いというのである。そして現在も悪性腫瘍にかかって苦しんでいる労働者がいると考えている。しかし韓国ではこのような石綿に関する産業災害認定闘争がまったく闘われていないことが残念だという助言をしてくれた。韓国の建設労働者や石綿関連の労働者が、どれだけ多くの場所で石綿に露出しているのかさえ確認することができない状態で、石綿被害労働者、特に退職者の苦痛は更に加重されているに違いない。大切な職場だと思っていた所が、実は「死の工場」だったという事実を知るのは苦しいことであるという点で、私たちは重要な教訓を得たのである。更に日本では引退者(退職者)労働組合まで結成して活動しているのに、私たちは何ら対応ができないという点でも、非常に深刻なレベルだと言える。韓国の現実も特に差がない状態であるから、石綿に露出した労働者を見つけ出すための努力がなによりも先ず必要だと思う。退職者だから、その職場が責任を負わないという式の論理ではなく、退職者の以前は労働者だっ

たいう点をより強調しているのは、私たちが日本の労働者たちに学ばなければならぬ、もう一つの教訓だと思う。

取り敢えずこの文章によって、石綿に露出した労働者の死が一つでも二つでも明らかにされればと思うのが願いである。更にこれからは、発生した災害を政府と企業がどれくらい誠実に処理するかについて、より具体的な日程が出されるように強制することも非常に重要な事だと思う。先ず石綿露出による中皮腫には明らかな特徴がある。中皮がある身体の臓器の中に発生するということである。すなわち中皮腫という診断を受けければ、ほとんどは石綿に露出した可能性が非常に高いという点だ。だから、こうしたほとんどの場合、生活環境と職業を綿密に調べてみれば、必ず石綿に繋がっていることを確認することができる。身体の中には、肺、胸膜、睾丸に中皮があるので、中皮腫に罹ったという事実が分かったら、石綿被害について無条件に疑って見なければならない。いま韓国で急がれる問題は、まさにこのような事例を収集することである。多くの団体で積極的に調査すれば、このような被害事実は直ぐに見つけることができる。そしてこれに対応するための適切な措置によって石綿被害を減らすことができると思う。

### 来年ソウルで石綿シンポジウム…私たちの職場でどれだけ多くの石綿が露出しているか点検しなければ

このような点で、幸いにも、韓国からも「健康連帯」が関西労働者安全センターを訪

問し、日本の運動と経験を学んで行ったという消息を聞くことができた。また来年4月頃に、ソウルで石綿被害に関する討論会を開催する予定だとも聞いた。このような事実が多くの人たちに知られていなかつたということは残念なことだが、それでも韓国で熱心に活動する人たちがいるということは、非常に励ましになると言える。

日本での討論のうち面白く話された一部分を伝えよう。討論会の中でとても意味の深い話を聞いた。韓国の平澤闘争が闘われている大秋里でのことだと紹介された。日本の労働者が6月に定期訪問した時のことだった。大秋里で連帯闘争を行ったが、ローソク集会が行われた倉庫のような所の天井がぜんぶ石綿だったと言う。そこで日本労働者は、警察よりこの石綿の天井のほうがもっと怖かったというのだ。この話は、実際に韓国がどれくらい石綿の危険性を見逃しているかについて指摘する話だと思う。私たちはいますぐ準備して、石綿被害を減らして、石綿に露出した労働者の権利を獲得するための、また別途の大長征が必要な時期であることを確認したのだと思う。

わが工場が「死の工場」にならないように、すべての労働組合と労働者は、自分の職場でどれだけ多くの石綿が露出し、飛散ごみとなつて飛んでいるか、いま点検する時である。そして一個人にすべてが負担させられている、現在被害にあっている多くの労働者に、政府と企業は直ちに公開で謝罪と補償をしなければならない時であることを、もう一回強調する。

(翻訳：中村 猛)

# アスベスト報道ダイジェスト 2006年9月後-11月

9/17 中皮腫の細胞を移植したマウスにがん細胞だけを破壊するウイルスを投与し中皮腫が減少したとの実験結果を、岡山大病院の藤原俊義助教授らがまとめた。

9/19 北海道道はアスベストの除去作業をした「石狩サービス」の敷地内で、空気1L当たり22本のアスベストを検出、除去作業を中止した。

9/20 「石綿健康被害救済法」の申請受け付けが始まって半年、患者1160人が申請し、うち認定の可否決定を受けられないまま170人が死亡していた。認定も約2割の242人。

ニチアス・関連企業退職者労働組合は、ニチアスの王寺工場を訪れ、組合結成の通知と団体交渉開催の申し入れを行った。

金沢地検は金沢市の建築解体工事会社「ミヤキ」と、その代表取締役を石綿障害予防規則違反などで金沢地裁に起訴。05年10月、ビルの解体工事で作業員約20人を防じんマスクや保護衣を着用せずアスベスト除去作業に従事させた。

9/21 環境省の委託を受けて大阪府は、中皮腫で死亡した患者の石綿暴露状況や、石綿工場周辺の住民の健康リスクを把握するため、今月から来年3月にかけて調査を実施する。泉南地域の5市3町の石綿工場で働いたり、周辺に住んでいた40歳以上の人を対象。兵庫県尼崎市、佐賀県鳥栖市と合同で、当面5年間にわたって継続する。

9/22 福岡市は市発注の市立中学校体育館のアスベスト除去工事で虚偽の管理票を作ったとして、産廃収集運搬業、修和を30日間の業務停止処分。

大旺建設が高知大との共同研究で、フロンガスの処理廃液を使ってアスベストを無害化する新技術を開発。フロンとアスベストを一体的に処理できるという。

9/28 愛媛県今治市の酒造工場で働き、02年に悪性中皮腫で死亡した元従業員が、アスベストによる労災認定を受けていた。清酒をろ過するフィルターにアスベストが一時期、使われていた。

9/29 日本郵船は、アスベストの健康被害で労災認定を受けた元船員に、社内規定の死亡給付制度が創設された72年よりも前にさかのぼって、補償金2000万円を支給する制度を設けた。海運業界で独自の補償制度は初めて。中皮腫や肺がんなどで労災認定された元船員が補償の対象。

9/30 愛知県がんセンターの樋田豊明部長らは、胸膜中皮腫の治療法として、抗がん剤と抗炎症剤の併用が有望なことを実験で確認した。

10/1 アスベストストレートをガラス状に融解、無害化する技術を、前橋市の群馬高専の小島昭教授らが開発。路盤材などへ再利用も可能。

10/3 萩田工業は、周辺住民の健康診断の対象範囲を4自治会から、半径約400M以内の22自治会に広げ、先月23日から健診を実施。ニチアス王寺工場とともに、奈良県が今年度実施する石綿被害の実態調査に協力する姿勢で、健診結果も実態調査

に活用予定。

10/5 5年前アスベスト肺がんの労災を認められなかった男性が、その後、手術で摘出した肺の膜の組織によってアスベストが原因と確認され、厚生労働省が転して労災認定していた。

10/10 中部電力は浜岡原発で働いた協力会社従業員1人が中皮腫のため死亡、労災申請中と発表した。また70代の元社員の男性が労災認定された。

10/12 アスベスト疾病で亡くなった住友ゴム工業の元社員の遺族や退職者が10/6に、「ひょうごユニオン」傘下に「住友ゴム退職者労働組合」を結成、同社に退職者全員の健康診断や、労災認定された元社員への補償制度を設けるよう要求した。

大阪府南部の泉南地域の石綿関連工場でアスベストにさらされ、健康被害を受けたのは国が規制を怠ったためとして、元工場従業員4人と4遺族が、国に計約2億3900万円を求める訴えを大阪地裁に起こした。同様の訴訟は5月の集団提訴に次ぎ2例目。

アスベストなどの被害防止に役立てようと、奈良、生駒、香芝、五條4市は今月から、分析調査費の一部を補助する制度をスタートさせた。橿原市など6自治体も年度内に開始する。

10/14 京セラはセラミック製品を造る鹿児島県内の2工場で、労働安全衛生法施行令で規制する含有率を超えるアスベスト入りの添加物を使用し、地元の労働基準監督署から指導された。

10/16 厚生労働省は松村産業が製造した「タルク」に基準値を上回る石綿が見つかり、是正指導したと発表した。

10/17 佐賀県は県施設のアスベスト使用調査がずさんで3回も調査を実施した問題で、くらし環境本部長ら3人を文書訓告処分に。環境センターでの使用発覚で、同所長も文書訓告とした。

10/24 旧「日本エタニットパイプ」高松工場の元従業員や遺族計57人が会社が安全配慮義務を怠ったため石綿関連病を発症したとして、資本を引き継いだ「リゾートソリューション」に1人3850万円の損害賠償を求め高松地裁に提訴した。

10/25 関西スレーに勤務し9年前に肺がんで死亡した男性の遺族に対する、特別遺族給付金の不支給決定が「アスベスト被害からいのちと健康を守る尼崎の会」の支援で支給を勝ち取った。

10/28 三好石綿、現「三菱マテリアル建材」の元労働者や周辺住民が、企業側と初の話し合いを行い、同社は石綿肺などの健康被害の補償交渉に応じる姿勢を示した。申し入れた市民グループは、今後も会社側に被害の実態調査や補償を求める。

「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」の奈良支部メンバーは、王寺町のJR王寺駅で石綿関連企業の責任追及と被害実態調査の早期実施を呼びかけるビラを配布した。

10/29 環境再生保全機構が「個人情報の保護」を理由に、自治体に認定患者らの居住地情報の開示

## 特集/アスベスト問題この一年

を制限。尼崎市は、1000人以上が健康診断を受診、「被害の実態をつかむことが必要」と、同機構に市町村別の認定数を公表するよう求めている。

10/30 神戸港で検査作業に約11年間従事し、昨年11月に肺がんで死亡した高松市の男性が、神戸東労働基準監督署にアスベストによる労災と認定された。社団法人全日本検査協会の元検査員で全港湾全日検査神戸分会によると、検査員の被害が労災認定されたのは全国初という。

11/1 アスベスト作業に従事した退職者を対象に、1日から17日まで、およそ200か所の医療機関で無料検診が始まった。

11/2 兵庫県尼崎市と都市再生機構がJR尼崎駅前の土地区画整理事業の用地でアスベストを最高11%含んだ土壤2700トンが見つかった。地中で飛散の恐れはない。同機構などが土壤を撤去する。

厚生労働省はアスベスト被害者救済法に基づき、時効で労災補償が受けられなかつた人の遺族からの給付金申請が、9月末まで1334件あつたと発表。審査を終えた945件中、632件（肺がん154件、中皮腫452件、石綿肺26件）で支給を決定、313件（肺がん191件、中皮腫33件、石綿肺2件、そのほか87件）は不支給で、肺がんは半数以上が不支給。カルテなどの医療記録から石綿が原因の疾患と特定できなかつたことなどが理由。

ニチアス羽島工場から飛散したアスベストが原因で中皮腫になったとして、同工場に隣接する羽島市民病院の元看護師が、石綿救済新法の救済認定を受けていたことが分かった。工場周辺の被害者で救済認定を受けたのは初めて。

肺がんで夫が死亡したのは「アスベストを扱う従業員への安全配慮義務を怠つたため」として、妻が会社3社に約5500万円の損害賠償を求めた訴訟が先月13日、高松地裁丸亀支部で和解していく。3社が連帯して2300万円の賠償金を支払い、男性の労災認定手続きに会社側が協力する。

11/7 ニチアス羽島工場周辺住民のアスベストによる健康被害問題で、羽島市は対象拡大による追加健康診断の中間結果を公表、受診者250人中47人にCTによる2次検査を実施し、要精密検査が1人、要経過観察が38人。また、同工場に隣接した南濃紡績の元従業員らの「南濃紡の会」によると元従業員の約70人が各地で受診し、要精密検査が2人、要経過観察が30人だった。追加診断前にも要経過観察、要精密検査とされた住民は計49人。

クボタはアスベスト関連病で死亡した社員や元社員が120人となり、24人が治療中で、計144人に補償金3000万円前後を支払う。うち中皮腫は65人で、うち60人が死亡。79人は肺がん、じん肺などで、うち死者は60人。同工場周辺に居住した中皮腫患者らへの救済金制度には9月末までに129人が申請、うち99人を認定し支払った。

11/9 中部電力は浜岡原発で働き中皮腫で死亡した協力会社従業員1人が労災認定されたと発表した。名前や認定内容などは明らかにしていない。

11/13 ニチアスは元従業員26人、子会社の元従業員5人、工場周辺の住民3人が、新たに中皮腫や肺がんなどによる死亡と認定され、元従業員の死

者の累計は、182人になった。

住友ゴム退職者労働組合は、同社がアスベスト健康被害への対応で、団体交渉拒否と兵庫県労働委員会に不当労働行為の救済を申し立てた。

11/15 水産庁は今年1月中に中皮腫で死亡した元職員をアスベストが原因の公務災害と認定。元職員は漁業調査船の修理などを監督し、配管の断熱材などのアスベストを吸つた。国の機関で石綿被害の公務災害認定は4人目。

11/16 解体業の夫が石綿肺で死亡したが石綿健康被害救済法の救済給付が認められないのは不当だと、妻が国の公害健康被害補償不服審査会に審査請求。石綿肺は労災の対象だが、男性は事業主としての期間が長く、労災認定もされていない。

11/20 アスベストによる健康被害問題で、奈良県は石綿による周辺住民へ健康影響実態調査を今月から開始。対象者は117人で、▽03-05年の悪性中皮腫による県内死者44人の遺族▽ニチアスの王寺工場と竜田工業の健診で胸膜肥厚斑などと診断された住民67人▽県立三室病院で要経過観察とされた住民6人。来年3月まで実施する。

11/21 ニチアスは、「ニチアス・関連企業退職者労働組合」が求める団体交渉を、拒否する方針を明らかにした。同労組はニチアスに抗議書を送り、地方労働委員会への申し立てを検討する。

11/23 石川県警金沢東署は、ビルの解体工事で出土アスベストを無許可業者に処分させたとして廃棄物処理法違反の疑いで、元建築解体工事会社社長を逮捕。また同被告は同じ工事で、安全対策をとらずアスベストを除去させ、石綿障害予防規則違反でも金沢労働基準監督署に起訴されている。

11/24 全国知事会は総会で、アスベストによる健康被害救済のための都道府県分の拠出に応じることを決めた。同知事会は今後、新たな負担を地方に求めないよう国に申し入れる。

89年度に行つた石綿製品製造事業所の調査結果をまとめた資料(90年2月)で「使用量0トン」とされていた青石綿を、大阪府内で当時122トン使っていたとする文書を厚生労働省が見つけた。厚労省は再調査する考え。

ブリヂストンは、同社や子会社に勤務し、退職後の02年9月に中皮腫で亡くなった元従業員が、労災認定を受けたと発表した。石綿災害で同社従業員が労災認定されるのは初めて。

佐渡市立両津小学校で今年6月、除去工事中に児童らがアスベストを吸引した可能性がある問題で、県教委は同校の校長を戒告の懲戒処分。

11/26 アスベスト含有建材などを裁断、特殊な水溶液で封じ込め無害化処理し、土木資材などに再利用できる新技術を、佐賀市の建設会社富士建などの企業グループが開発した。

11/27 石綿関連病で死亡した下請け労働者5人の遺族に対し、クボタは請負会社2社と連帯して社員並みの補償をすることを決めた。

尼崎労働者安全衛生センターはクボタ旧神崎工場に出入りし、中皮腫や肺がんで死亡した日本通運の元従業員4人の遺族が、同社に対し労災補償とは別に補償金を求める方針。

# 通勤災害の範囲を大幅に拡大 積み残し課題など問題点も 改正労働安全衛生法を読む④

朝にAという事業場で働き、昼からBという事業場で働く労働者が、AからBに移動中に受けた災害、単身赴任をしている労働者が、家族の住む実家に帰り、次の勤務に備えて赴任先の住居に移動する際に受けた災害がこの4月1日から通勤災害として労災保険の給付対象となった。これまで労災保険法上、通勤とは「住居と就業の場所との間の往復」と規定されていたので、事業場間の移動（前者）や住居間の移動（後者）は、どう考えを膨らませてみても対象とはならなかつた。

今回の改正の先駆けともいべき、通勤災害の要件が争われた裁判で国側敗訴となつた、平成12年11月10日の秋田地裁判決がある。この裁判は、自宅に家族を残し建設工事に従事する鳶職人3名が、休日を利用して会社所有のワゴン車で自宅に帰り、就労日の前日に自宅から赴任先宿舎へ戻る途中、橋から車が転落し全員死亡したという事案について争われたもの。

判決は、現場の宿舎が住居であるとしつつも「工事現場と一体となった付帯施設」なので自宅から宿舎に向かう行為は「就業の場所」へ向かうのと質的に異なるところがなく、宿舎は「就業の場所」と同視できると

し、通勤災害に該当すると判断している。「住居」ではあるけれども同時に「就業の場所」に含まれており、そこに継続的に休みを利用して帰っていた家族の住む自宅から移動する途中だったから通勤に含まれるということだった。厚生労働省はこの判決について控訴することなく、最終的には今回の法改正に至つたというわけである。

## 条文のボリューム大幅増加 通勤の定義を政令で拡大規定

改正点を整理すると「複数就業者の事業場間移動」と「単身赴任者の住居間移動」の二つとなる。しかし「住居と就業の場所との間の往復」という単純な要件を拡大することになると、法律の条文改正は相当大きなものとなる（後掲）。結果として条文は号別区分を持つものとなり、具体的に省令で内容を別途定めることとなつた。

「2 前項第二号の通勤とは、労働者が、就業に関し、次に掲げる移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除くものとする。

- 一 住居と就業の場所との間の往復
- 二 厚生労働省令で定める就業の場所から

### 他の就業の場所への移動

三 第一号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)」

法律の条文だけ見ても通勤災害とはどんなことをいうのか分からず、省令である施行規則を見ることになるが、これがまた分かりにくい。単身赴任者の要件を列挙した第7条も去ることながら、複数就業者についての就業の場所を規定した第6条は、条文の列挙なのでよくよく調べないと何のことなのか分からぬ。

### 解決されなかつた 複数就業者の給付基礎日額問題

さて、まず複数就業者の事業場間移動についての規定。「就業の場所から他の就業の場所への移動」だが、この「就業の場所」とは①すべての労災保険法適用事業、②通勤災害が認められる特別加入者の就業の場所、それから③その他①、②に類する就業の場所となっている。③は地方公務員災害補償法、国家公務員災害補償法、船員保険法による勤務場所又は就業の場所のことを指している。

そして事業場間移動の通勤は、すでに終わった就業からの退勤とはせず、次の就業への出勤として扱うこととしている。つまり、手続上労災保険番号は行き先であった事業場のもので請求することとなる。したがって、休業補償等の算定基礎となる給付基礎日額なども行き先の事業場の賃金をもとに算定される。

実は今回の改正の案を作った厚生労働省の研究会は、この複数就業者の給付基礎日額問題についても検討しており、複数事業場で働いている労働者が労災や通勤災害で休業した場合、すべての就業先の賃金を合算して給付基礎日額を出すように改めるべきと報告していた。全体で生計を維持しているのに、該当する事業場だけの賃金をもとに休業補償が支払われている現状は、労働者にとって不合理この上ないのであって、当然の検討結果であったといえる。

しかし今回の法改正では、この点についての改正は見送られた。直接災害に関係ない事業場に賃金等の証明を求めるという事務的煩雑さはともかく、メリット制の問題が解決できなかつたということがその原因であるといわれている。通勤災害の場合は事業主の支配管理下にはないので、労災保険料を上げ下げするメリット制の算定基礎に含まれないが、複数就業者の給付基礎日額の算定に全事業場分を含むと、災害が発生した事業場のメリット制計算に他の事業場の分まで含むことになるという不合理が生ずるわけだ。はしなくも災害補償制度にメリット制という制度を取り入れた矛盾が露呈する結果となっている。結局複数就業者の不利益はいまだ解決していない。

### 住居間60Kmは妥当か 号別列挙した該当者要件と距離問題

単身赴任者の住居間移動については、転任前に同居していた相手により、①配偶者、②子、③父母又は親族と分けて列挙し、その

該当者の帰省先住居と赴任先住居の移動を対象としている。赴任先へ引っ越せない理由を明確にすることになるのだが、たとえば配偶者では

- 「ハ 配偶者が、引き続き就業すること。
- 二 配偶者が、労働者又は配偶者の所有に係る住宅を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。」

というような理由があげられている。

労務の提供のための赴任であり、単なる別居でないことを要件とするために列举方式がとられたのであろうが、今後の制度運用過程で問題がでてくる可能性はあるだろう。

また、住居間移動の時期だが帰省先から赴任先については、勤務の当日と前日は就業との関連性を認めることとし、前々日以前に行われた場合については「交通機関の状況等の合理的な理由があるときに限り」就業との関連性を認めることとしている。逆に赴任先住居から帰省先住居については、当日と翌日、それに翌々日以降について同様に認めることとしている。

また、各号の「転任に伴い、当該転任の直前の住居と就業の場所との間を日々往復することが当該往復の距離等を考慮して困難となつたため住居を移転した労働者」との規定のうち、「距離等を考慮して困難」の意義については、行政通達は次のように述べている。

「転任直前の住居と就業の場所との間の距離について、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路で判断するものとする。

具体的には、その経路について、徒歩によ

る測定距離や鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条に規定する鉄道運送事業者の調べに係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる距離等を組み合わせた距離が60キロメートル以上の場合又は、60キロメートル未満であっても、移動方法、移動時間、交通機関の状況等から判断して60キロメートル以上の場合に相当する程度に通勤が困難である場合とする。」

要するに交通機関等で60km以上はなれたところに赴任先の住居があれば、就業前後の住居間移動が通勤と認められるというのである。

さてこれはいかがなものだろうか。勤務上の都合で、臨時に宿泊する場所を住居と認める場合があるのは以前からで、60km以内程度なら通常はそのように仕事先に近い場所が臨時の住居となるだろう。しかし、住居間移動について通勤災害と認めるのなら、60km以内にあっても可能性は大いにあるのではないだろうか。

かつて単身赴任者の通勤災害について、名古屋－大阪間は認め、東京－大阪間は認めないと評されたことこの上ない数字の基準が定められたことがあったが、この60kmというのも問題となるかもしれない。

今後の運用が注目されるところだ。

#### 労働者災害補償保険法 (保険給付)

第七条 この法律による保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

- 一 労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡（以下「業務災害」という。）に關



- する保険給付
- 二 労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡（以下「通勤災害」という。）に関する保険給付
- 三 二次健康診断等給付
- 2 前項第二号の通勤とは、労働者が、就業に関し、次に掲げる移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除くものとする。
- 一 住居と就業の場所との間の往復
  - 二 厚生労働省令で定める就業の場所から他の就業の場所への移動
  - 三 第一号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）
- 3 労働者が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、第一項第二号の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。
- ### 労働者災害補償保険法施行規則
- （法第七条第二項第二号の厚生労働省令で定める就業の場所）
- 第六条 法第七条第二項第二号の厚生労働省令で定める就業の場所は、次のとおりとする。
- 一 法第三条第一項の適用事業及び整備法第五条第一項の規定により労災保険に係る保険関係が成立している同項の労災保険暫定任意適用事業に係る就業の場所
  - 二 法第三十四条第一項第一号、第三十五条第一項第三号又は第三十六条第一項第一号の規定により労働者とみなされる者（第四十六条の二十二の二に規定する者を除く。）に係る就業の場所
  - 三 その他前二号に類する就業の場所（法第七条第二項第三号の厚生労働省令で定める要件）
- 第七条 法第七条第二項第三号の厚生労働省令で定める要件は、同号に規定する移動が、次の各号のいずれかに該当する労働者により行われるものであることとする。
- 一 転任に伴い、当該転任の直前の住居と就業の場所との間を日々往復することが当該往復の距離等を考慮して困難となつたため住居を移転した労働者であつて、次のいずれかに掲げるやむを得ない事情により、当該転任の直前の住居に居住している配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と別居することとなったもの
    - イ 配偶者が、要介護状態（負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、二週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態をいう。以下この条において同じ。）にある労働者又は配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。
    - ロ 配偶者が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第八十二条の二に規定する専修学校若しくは同法第八十三条第一項に規定する各種学校（以下この条において「学校等」という。）に在学し、又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第三

- 項に規定する公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校において行われるもの）を含む。以下この条及び次条において「職業訓練」という。)を受けている同居の子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子に限る。）を養育すること。
- ハ 配偶者が、引き続き就業すること。
- 二 配偶者が、労働者又は配偶者の所有に係る住宅を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。
- ホ その他配偶者が労働者と同居できないと認められるイからニまでに類する事情
- 二 転任に伴い、当該転任の直前の住居と就業の場所との間を日々往復することが当該往復の距離等を考慮して困難となつたため住居を移転した労働者であって、次のいずれかに掲げるやむを得ない事情により、当該転任の直前の住居に居住している子と別居することとなったもの（配偶者がないものに限る。）
- イ 当該子が要介護状態にあり、引き続き当該転任の直前まで日常生活を営んでいた地域において介護を受けなければならないこと。
- ロ 当該子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子に限る。）が学校等に在学し、又は職業訓練を受けていること。
- ハ その他当該子が労働者と同居できないと認められるイ又はロに類する事情
- 三 転任に伴い、当該転任の直前の住居と就業の場所との間を日々往復することが当該往復の距離等を考慮し困難となつたため住居を移転した労働者であって、次のいずれかに掲げるやむを得ない事情により、当該転任の直前の住居に居住している当該労働者の父母又は親族（要介護状態にあり、かつ、当該労働者が介護していた父母又は親族に限る。）と別居することとなったもの（配偶者及び子がないものに限る。）
- イ 当該父母又は親族が、引き続き当該転任の直前まで日常生活を営んでいた地域において介護を受けなければならぬこと。
- ロ 当該父母又は親族が労働者と同居できないと認められるイに類する事情
- 四 その他前三号に類する労働者（日常生活上必要な行為）
- 第八条 法第七条第三項の厚生労働省令で定める行為は、次のとおりとする。
- 一 日用品の購入その他これに準ずる行為
  - 二 職業訓練、学校教育法第一条に規定する学校において行われる教育その他これらに準ずる教育訓練であつて職業能力の開発向上に資するものを受けける行為
  - 三 選挙権の行使その他これに準ずる行為
  - 四 病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為

## 安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議の機関誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各地の状況など、他では得られない情報を満載しています。●申し込み：Tel03-3636-3882/Fax:03-3636-3881  
E-mail:joshrc@jca.apc.org URL:<http://www.jca.apc.org/joshrc/>

# 欧洲では使用禁止の機械が 売られている!?

## イビツなチェーンソーの規制

### 安全のための規格が定められている チェーンソーという機械

下の写真は小型チェーンソーである。仕事で使うというのでない限り、あまり普通の人はその構造を知らないだろう。英語で書けば“chain saw”で訳せば鎖鋸、辞書をみれば「携帯できる動力鋸の一種。刃を持ったチェーンを小型エンジンで回転させて樹木などを切る機械。」ということになる。

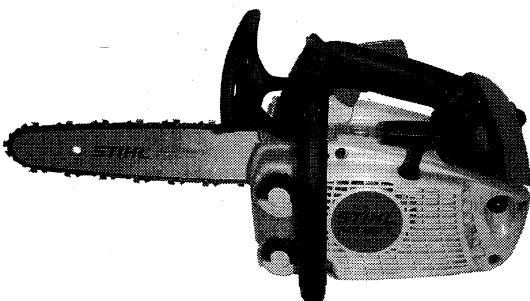
労災職業病問題でチェーンソーといえば振動病である。小型のエンジンで刃のついたチェーンを回転させるのだから、どうしてもエンジンの爆発音と振動がつきまとう。人が携帯して作業をするのだから、振動は直接作業者に伝わり、爆音は数十センチで耳に伝わる。というわけでチェーンソーの開発には、振動と騒音の対策に多くの努力

が払われてきた。だから現在販売されているチェーンソーには、エンジン部分とハンドル部分を分離し、スプリングでつないだり、色々な工夫が凝らされている。

そしてチェーンソーには、職業病の問題以外に、もともと重大災害の元となる危険がある。鋭い刃がチェーンについていて、剥き出しで高速回転するのだから危険なことこの上ない。チェーンソーのエンジンの回転数は、どんな大きさでも1秒間に200回転は下らないスピードだ。もし足にでも当たったら大怪我をすることになる。

というわけで労働安全衛生法上も規制を設けている。

「厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない」機械のひとつにチェーンソーが含まれている（第42条）。そしてその規格は次のようなものだ。



## チェーンソーの規格

労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第四十二条の規定に基づき、チェーンソーの規格を次のように定める。  
(振動の限度)

第一条 チェーンソー(労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)第十三条第三項第二十九号に掲げるチェーンソーをいう。以下同じ。)は、別表第一に定める測定方法により測定された振動加速度の最大値が、二十九・四メートル毎秒毎秒以下のものでなければならない。

(ハンドガード)

第二条 チェーンソーは、ソーチェーンの切断等の際にソーチェーンにより後ハンドの手に生ずる危険を防止するためのハンドガードを備えているものでなければならない。

(キックバックによる危険防止装置)

第三条 チェーンソーは、キックバックを防止するための装置又はキックバックに

伴うソーチェーンによる危険を防止するための装置を備えているものでなければならない。

(表示)

第四条 チェーンソーは、見やすい箇所に次の事項が表示されているものでなければならない。

- 一 製造者名
- 二 型式及び製造番号
- 三 製造年月
- 四 排気量
- 五 重量(のこ部を除き、かつ、燃料タンク及びオイルタンクが空である状態における重量をいう。)
- 六 振動加速度(別表第一に定める測定方法により測定された振動加速度の最大値をいう。)
- 七 騒音レベル(別表第二に定める測定方法により測定された騒音レベルをいう。)

## 小型なら必要ない安全の規格 規制のユガミは日本独自?

さて、この規格の第3条に「キックバック」という言葉がでてくる。キックバックとは図のとおり、通常の使いかたをしていても作業者が予期しない方向にチェーンソーが跳ね返ることを指している。跳ね返ったところに太ももでも接触しようものなら、高速回転しているソーチェーン(刃のついたチェーン)が切り裂いてしまうことになり、ひどければその場で失血死ということにもなりかねない。

そこで規格では、キックバックを防止するための装置を求めている。具体的には跳ね返りなどの急な動きがあったとき、瞬時にソーチェーンが停止するチェーンブレーキという装置だ。前ページ左の写真的にソーチェーンの上に出っ張っているハンドガードに急激な力が働くと、ブレーキが直ちにかかるしくみだ。規格ではこの装置が備えられていることが日本国内で使用されるチェーンソーの条件ということになる。

ところが、右の写真的のチェーンソーを見てみると、ハンドガードはあるけれど単にガードしているだけで回転部にはつながつておらず、ブレーキのしくみはない。小型と

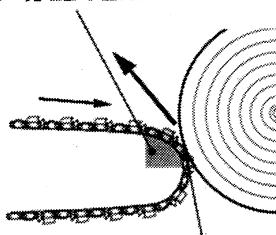
はいうもののれつきとしたチェーンソーで、いまも日本中で販売されている。

なぜか。第42条で定める規格の必要な機械として定めているチェーンソーの要件が、「チェーンソー(内燃機関を内蔵するものであつて、排気量が四十立方センチメートル以上のものに限る。)」(労働安全衛生法施行令第13条第3項第29号)となっているからである。要するにエンジンの排気量が40cc未満の小さなチェーンソーは、この規格の対象外となってしまうのである。

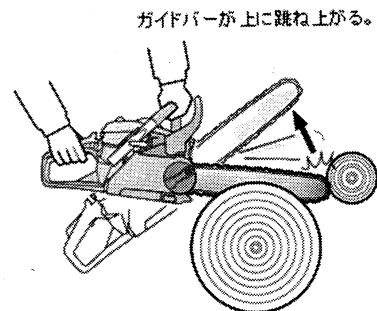
左の写真はドイツのメーカーのもので、右は日本のメーカーのものだ。両方とも軽さを売り物にしており、後ろハンドルを本体の上につける設計で、片手での操作も可能になっていて、大木を伐採するよりも枝打ちなど細かな作業に適するようになっている。ともにエンジンは30ccだ。チェーンソーメーカーは欧州と米国、それに日本がほとんどだが、小型チェーンソーが規制から除外されているのは日本だけである。だから写真1のチェーンソーは、日本で販売するものでもブレーキがついているわけだ。

前に述べたようにエンジンの回転数は排気量では決まらない。高速回転するチェーンソーが体に当たったらたちどころに大怪我間違いなしである。ましてや片手操作が可能な機動性が売り物になっているチェーンソーこそ危険性が高いとも言えるのに、

ガイドバー先端部の上側円周部分がキックバックを起こしやすい。



カッタのデブスゲージ部  
が材に激しく当たる。



ガイドバーが上に跳ね上がる。

「コマツゼノアの安全講習WEB」より

日本では規制が除外されている。

この規格ができたのは昭和52年で、当時の国内メーカーはまだ欧州の先進メーカーに技術的に太刀打ちできない状況だったという背景で、その意向を組み入れたということだったのかも知れない。しかし、今や技術的な問題があろうはずがなく、あるとすれば軽さの点で400g程度の差があるくらいである。ちなみに日本のチェーンソーメーカーが欧米で販売するために作っているチェーンソーは、当然チェーンブレーキを備えている。そうでなければ売ることができないからだ。

林業は労働災害多発職種といわれて久しい。労災保険料もダントツで高い。データベースにある災害事例でも、チェーンソーが絡む災害が後を絶たない。こういう規制の歪さは速やかに是正してもらいたいと思うのである。

# 前線から

## 外国人労働者の労災隠し 公共事業の丸投げも労災隠しの一因！？

### 大阪

今年5月下旬に京都府内の土木工事作業中に指骨折の災害に被災したにも関わらず、労災隠し状態に置かれていた韓国籍の労働者Kさんは、所轄の労働基準監督署に対して10月に労災保険給付を請求を行った。

Kさんは8年前に観光ビザで来日、いくつかの職を経験した後、今年はじめから大阪市内の親方のもとで土木作業に従事していた。5月に京都府内の現場で作業の準備作業中、他の作業者がKさんに気づかず機械を操作したため左環指を骨折したもの。

急遽地元の病院で治療を受け、以降、大阪市内の病院で継続して療養していくが、親方と工事会社は労災保険の扱いをせず、わずかなお金を手渡すことで解決しようとしていた。しかしKさんの症状は、指の骨折

が原因となったRSD（反射性交感神経性ジストロフィー）を引き起こし、療養が長引いたことから、何の補償もないまま放置されることとなった。

つてをたどって9月に安全センターに相談、労働基準監督署に労災請求することになったのである。工事現場と地元の病院では別の日本名を名乗り、大阪市内の病院には親方の名前で国民健康保険を使い、それでも自己負担分をまかないきれず、相談した当時は通院もままならない状態に

なっていた。

当初、自ら労災保険扱いにするよう説得された親方は応じることなく、元請会社から労災手続を進めるよう指示を受けるとKさんを叱責するという対応を行っていた。また、直接の事業主である地元の土木会社は、工事自体を大阪市内の会社に丸投げしていたことから、労災扱いを渋る経過などもあり、労災保険の請求までに予想外の時間がかかった経過もある。地元の中小業者に工事を請負わせ、事実上丸投げを促進しているような公共事業のあり方も労災隠しの一因になっていることが分かる一例でもある。

Kさんはその後、入国管理局に出頭し仮放免が認められ、療養が一段落して以降に帰国することになる。

## クボタショックから1年半 アスベスト問題の現状を報告

### 愛媛 岡山 徳島 帯広

愛媛労働安全衛生センターの定期総会が11月17日、新居浜市で開催され、当センター事務局が記

念講演の講師として参加した。

愛媛センターは鈴木議長、白石事務局長を中心と

して、振動病、じん肺など労災職業問題に多くの実績をあげてきた。アスベスト問題では四国電力を相手取った損害賠償裁判を闘い勝利和解を勝ち取っている。最近では、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会四国支部を設立させ、四国の患者、家族とともに頑張っている。未だに石綿曝露の実態を一切認めようとしない四国電力に対する闘いを準備しているということである。

当センター事務局は、クボタショック以降の動きをかいつまんで報告、隙間と格差の大きな被害者救済の実情、石綿公害の顕在化などに今後も全国の仲間と一致協力して取り組もうとエールを送った。向こう一年間の奮闘を期し、総会は

成功裏に終了した。

11月23日、岡山大学で「私たちの環境とアスベスト過去現在未来

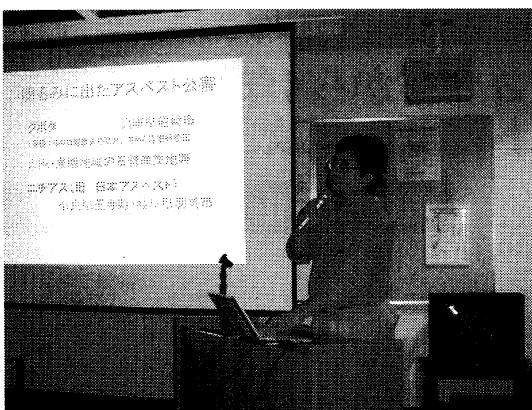
市民のための岡山大

学でしかできないアスペストシンポジウム」が開かれ、報告者の一人として参加した。ほかに、尼崎クボタの疫学調査にあたっている車谷典男、熊谷信二両先生、患者と家族の会の古川和子さん、全国安全センター古谷事務局長、アスベストセンター永倉事務局長、毎日新聞記者大島秀利さん、津田敏秀岡山大学教授と盛りだくさんの内容

建築関係の仕事をしている小原さんが保管しているモルタル混和材 白石綿45%

6日には、徳島市内で徳島県主催、徳島労働安全衛生センター協力の「東部地区・労働安全衛生セミナー」が開かれ、石綿健康障害の予防と補償について報告した。

12月3日、北海道帯広市で患者と家族の会北海道支部の帯広市会員の小原さんの呼びかけの集会がもたれ、クボタショックからの動きを報告した。会場には、遺族も何人力來られていた。前日の2日は札幌で支部の定例相談会と懇親会が開かれ、この日帯広には札幌からも参加、和気あいあいとしたひとときがもたらされた。



## 愛媛センター総会で報告

だった。家族の会の方も岡山、広島、山口などから参加し、同時に開かれたミニ写真展を手伝った。

11月2

# 10月の新聞記事から

10/2 今年2月、つがる市で排水路工事中の作業員がコンクリート製U字溝の下敷きになり、2人が死傷した事故で、五所川原労働基準監督署は坂信組と現場責任者を、労働安全衛生法違反の疑いで地検五所川原支部に書類送検した。

三菱重工長崎造船所で働きじん肺になった従業員など39人と遺族28人が、同社に総額約13億6000万円の損害賠償を求めた三菱長崎造船じん肺第2陣訴訟の口頭弁論が長崎地裁で結審、裁判所の和解案が受け入れられない場合は判決を出すとの見通しを示した。

10/3 茨城、福島県の炭鉱で働き、じん肺にかかった患者4人の遺族16人が、「東日本石炭じん肺訴訟」の第2陣として、国に損害賠償を求める訴えを水戸地裁に起こした。同訴訟の原告は計87人、請求総額約5億4890万円となった。

長崎地裁は、定められた健康診断をせず健康診断個人票を偽造し、労働安全衛生法違反に問われた会社員に懲役1年6月、執行猶予3年と罰金30万円を言い渡した。

10/4 全国中学校バドミントン大会の準備に追われ、98年に自殺した仙台市立中山中教諭の遺族らが、公務外とした地方公務員災害補償基金県支部を相手取り、処分の取り消しを求めた訴訟で、教諭や保護者の署名3948筆を仙台地裁に提出した。

10/6 茨城県鹿島沖でパナマ船籍の貨物船が座礁し、乗組員26人のうち、1人が死亡し9人が行方不明になった。宮城県女川町の女川港沖でも大型サンマ漁船が座礁し、乗員16人全員が行方不明。

10/7 会計検査院の調べで、全国47労働局すべてで不正、不適切な会計処理があり、04年度までの6年で総額70億円超と分かった。

10/8 JR東日本発注の線路工事などで、派遣会社「コンストラクション・サービス(CS)」が社員の経歴を偽造し、資格がない社員が「工事管理者」として安全管理などをを行っていたケースが5件あることがわかった。

10/12 国発注のトンネル建設工事に従事し、じん肺にかかった東北地方の元労働者ら138人が、国に損害賠償を求めた集団訴訟の判決が仙台地裁であり、裁判長は「86年11月以降について、規制権限行使しなかった違法がある」と国の責任を認め、原告86人について総額2億7060万円の賠償を命じた。国は19日に控訴、25日に原告側も控訴。

10/13 1978年に学校内で警備員に殺害された東京都足立区立小学校教諭について、地方公務員災害補償基金東京都支部は公務災害と認定した。同支部は遺族が地方公務員災害補償法に基づき補償金を請求できる期間は、遺族が死亡届を提出した2004年10月が起算点になると判断。

10/18 国発注のトンネル工事に従事し、じん肺と認定された男性が自殺したことによって、遺族補償年金などの受給資格を失ったのは違法だとして、福井県大野市の妻が国を相手取り、不支給処分の取り消しなどを求めた訴訟の第一回口頭弁論が福井地裁であった。

10/19 中央道八王子料金所で今年6月、ETCレーンで料金収受員がトラックにはねられて死亡した事故はで安全措置が取られていなかっただとて、東京労働局は捜査。2001年のETC導入後、同様の死傷事故は27件、5人が死亡。

10/20 <も膜下出血で01年12月に死亡した長野

県立伊那北高校の男性教諭の遺族が、地方公務員災害補償基金県支部を相手取り、公務災害と認めるように求める訴えを長野地裁に起こす。男性教諭は当時、3年生の担任で進学指導責任者として休日も出勤するなど多忙だったという。

「トンネルじん肺訴訟」で、東京、熊本、仙台の3地裁判決で指摘されたトンネル工事現場での粉じん濃度測定について、厚生労働省は義務化を検討することを決めた。年内にも専門家による研究会を設置する。

10/21 電車内で倒れ死亡したコニカミノルタの子会社の課長だった男性について、八王子労働基準監督署がパソコンの接続記録を基に長時間労働を認め、労災認定していた。遺族側は東京地裁八王子支部に労働時間についての証拠保全を申請。男性がパソコンで同社のコンピューターサーバーにアクセスした時間やメールの送信時間、文書ファイルの更新時間などが判明した。

10/24 労働時間規制を一部撤廃するホワイトカラー・イグゼンブーションの導入を検討している厚生労働省に、過労死した人の遺族ら15人が「過労死の増加につながる」と導入撤回を申し入れた。

総務省は労災障害補償年金制度で、生存確認のための労働基準監督署への住民票提出を廃止し、住基ネット活用を厚生労働省に要請した。

東京都新宿区の区立小学校の女性新任教諭が過重労働やストレスで精神疾患にかかって自殺したのは公務災害として、両親が地方公務員災害補償基金東京都支部長に公務災害の認定を申請。

10/25 神奈川県立小田原養護学校に勤務中に首を痛めた教諭が、公務災害と認めるよう求めた訴訟の控訴審で、東京高裁は1審横浜地裁判決を取り消し、原告逆転勝訴の判決を言い渡した。

「第2次東日本石炭じん肺訴訟」の第1回口頭弁論が、水戸地裁であり、国側は第1陣訴訟と同様、和解協議に応じる方針を示した。

労働保険審査会で、不服申し立てを受けてから結論を出すまでの期間が極端に長期化し、年度内に処理できない案件が毎年1000件超。

10/30 スズキの元社員が02年4月に自殺したのは過労が原因として、両親が同社に損害賠償を求めた訴訟で、静岡地裁浜松支部は同社に5866万円の支払いを命じた。

鹿児島県曾於市の市立中学の女性教諭が上司から「いじめを受けた」などの文書を残して29日に自殺していた。

住友重機械工業の神奈川県横須賀市内の元従業員と遺族計16人が、じん肺や悪性中皮腫になったのは造船工場の粉じん対策が不十分だったためとして、会社側に損害賠償を求めた訴訟の判決が横浜地裁横須賀支部であり、裁判長は会社側の安全配慮義務違反を認め、原告全員に総額2億1340万円を支払うように命じた。

小学校給食の調理作業中に患った腰痛を労災に認定しないのは不当として、東京都板橋区職員が地方公務員災害基金東京支部を相手取った裁判で、東京高裁は一審に統いて公務災害を認定する判決を出した。

みずほトラストシステムズに入社半年後に自殺した東京都国立市の会社員の遺族が「過労が原因」として、同社に損害賠償を求めた訴訟の判決で、東京地裁八王子支部は請求を棄却。

# 11月の新聞記事から

11/1 香川県丸亀市の雑居ビルで、新聞配達員が死亡しているのが発見された。持っていた現金が見当たらず、強盗殺人事件とみて捜査。

11/6 千葉県鴨川市の山林に、陸上自衛隊木更津駐屯地のヘリコプターが不時着し横転、乗員2人のうち1等陸尉が重傷、2等陸尉は軽傷。

中国の国家安全生产監督管理総局は、記者会見し、今年、先月までに2340件の炭鉱事故が発生し、去年より20%余り多い、3726人が死亡したと発表。中国政府は炭鉱を経営する企業に対する安全審査を厳しくして安全管理を徹底する。

月160時間を超える残業が続いているうつ病と診断された川崎市の元会社員が、症状が出てから5年後に労災を申請し認定された。労働者災害補償保険法は労災の時効を2年としているが、このケースでは起算日を発症時ではなくうつ病の診断を受けた日とした。

11/7 北海道佐呂間町、新佐呂間トンネル工事の現場事務所付近で竜巻が発生、プレハブ事務所が吹き飛ばされ、工事関係者の男性9人が建物の下敷きになるなどして死亡。被害は半径数百Mで15棟が全壊し、停電も起きた。重軽傷者は23人。

新潟市の新潟東港でコンテナ積み降ろし用のクレーンが倒れ、作業員休憩所を直撃クレーンオペレーターと作業所内の3人の計4人が負傷。

11/8 仕事のストレスでうつ状態になったのに労災認定しないのは不当として、滋賀県守山市の元バス運転手の男性が国に不支給処分の取り消しを求める訴えを大津地裁に起こした。

11/11 福井県大野市の工場にツキノワグマがあらわれ、男性1人が襲われ、顔に軽傷。

11/12 埼玉県川口市のJR西川口駅駅前で、駅ビル改修中のクレーン車が横転し、操縦していた男性が3週間のけが。クレーン車を固定するウエートを出さないまま作業をしていたらしい。

11/15 広島県呉市の倉橋島沖の瀬戸内海で、中根海運所有の台船から、運搬中のショベルカーが作業員3人とともに海へ転落、1人は自力で船に上がったが、1人死亡、もう1人が行方不明。

京都地裁は、宇治市の京滋バイパスで今年2月に9人が死傷した事故で、事故を起こしたタンクローリー運転手の過労状態を知りながら運転させたとして、道交法違反と労働基準法違反の罪に問われた運送会社「近若石油」に罰金60万円、同社の社長に懲役1年2月の実刑、運輸課長に懲役1年執行猶予3年を言い渡した。過労運転による交通事故で、雇用者への実刑判決は全国初。

2003年に那覇市役所で住基ネットなどを担当した課長が過労で自殺したのは公務災害との遺族の申請について、地方公務員災害補償基金県支部審査会は、公務外とした同基金県支部長の処分を取り消し、公務によるとして労災を認定した。

振動障害になったが労災不支給になったとして、佐伯市内の元土木建築員ら4人が、国に対し不支給処分取り消しを求め大分地裁に提訴していた行政訴訟を原告側は取り下げた。支援団体の建交労大分会「原告は約30年前に定められた検査方法で振動障害と診断された。新たな検査方法が検討されている過渡期に、裁判結果は今後、労基署側の判断に与える影響が大きい」と話す。

11/17 山口県下関市沖の関門海峡で夜、カンボジ

ア船籍の貨物船と愛媛県宇和島市の活魚運搬船が衝突し、貨物船が沈没、中国人船員3人が行方不明になったが、18日、船内から2人の遺体を収容。

11/18 大阪市東淀川区の延原倉庫で、故障のため止まっていた荷物搬送用エレベーターが突然落下、かごの上で作業中だった男性3人が約7M下の1階に転落し、1人が死亡、2人が重傷。

新潟県小千谷市の山中で、中越地震の災害復旧工事をしていた建設作業員が約35M下の林道に転落し死亡した。

11/21 ポーランド南部カトウイツエ近郊の炭坑で爆発があり、8人の死亡が確認された。内部にはさらに15人が取り残されているとみられる。

11/22 日本航空の元客室乗務員の女性が、フライト先の香港でくも膜下出血で倒れて労災認定を求めた訴訟の控訴審で東京高裁は原告勝訴の1審千葉地裁判決を支持し、成田労働基準監督署長の控訴を棄却した。労働時間は就業規則の範囲内だったが、「月間75時間の勤務が続き不規則で心身の負担が大きく勤務で発症したと言える」とした。

トンネル建設工事に従事し、じん肺になつたとして、群馬県渋川市の元作業員2人が、熊谷組など大手ゼネコンを含む8社を相手に計6600万円の損害賠償を求めて前橋地裁に提訴した。

11/24 トンネル工事でじん肺になつたのは国などが対策を怠つたためだとして、元作業員の患者28人が国とゼネコンを相手取り損害賠償を求めた訴訟で、被告のゼネコン30社と原告14人の和解が、徳島地裁で成立した。原告14人に2億345万円を支払う内容。

長野県内の元作業員17人が国や大手建設会社を相手取り総額2億9370万円の損害賠償を求めたトンネルじん肺訴訟で、長野地裁は現在行われているトンネル工事現場で、粉じん発生状況の鑑定を行うことを決めた。鑑定は長野市内の「茂菅トンネル」の工事現場で行われる予定。

11/27 栃木県の加工食品卸会社に入社後8カ月で自殺した会社員の遺族が、労災不支給を不服とした行政訴訟の判決が東京地裁であり、裁判長は、長時間労働や売上げ目標未達成などが相当の心理的負荷を与えたと、仕事と自殺との因果関係を認め、真岡労働基準監督署長の処分を取り消した。

11/28 鹿児島空港で旅客機の車輪の格納庫の中の油圧を点検していたところ、格納庫のふたが閉まり整備士1人がふたに挟まれ意識不明の重体。

11/29 東京都品川区の昭和大学病院の立体駐車場の地下3階の機械室で点検作業中だった作業員が車を載せる台と支柱の間に首を挟まれ、死亡した。別の階の作業員が台を操作していたらしい。

製薬会社に勤務していた夫の自殺について妻がさいたま労働基準監督署に遺族補償金などの労災不支給処分の取り消しを求めた訴訟の判決が、さいたま地裁であった。裁判長は夫の自殺と職場でのストレスとの因果関係を認め、同労基署に不支給処分の取り消しを命じた。

11/30 今年3月にくも膜下出血で死亡した山梨県立白根高教諭で野球部監督の遺族が、過労死として公務災害認定を申請した問題で、県教委は「長時間の時間外勤務（部活動の指導を含む）で発症した」とみられる」との意見を付け、地方公務員災害補償基金県支部に送付した。

# 2006年冬期一時金カンパへの ご協力のお願い

各位におかれましては、労働者・市民の諸権利を守り発展させる様々な取り組みにご奮闘のことと存じます。深く敬意を表しますとともに、日ごろの私ども関西労働者安全センターへのひとかたならぬご支援、ご協力に厚く御礼申し上げます。

今年も昨年に引き続き、石綿対策基本法を求める署名に協力するなど、石綿健康被害問題の取り組みより始まり、「石綿新法」の発効にともない集中電話相談の実施、クボタによる周辺住民の石綿健康被害者への「救済法」交渉、奈良県での石綿被害者掘り起しや、対ニチアス・竜田工業交渉、その他企業責任の追及協力、個別事案の支援に厚生労働省交渉と、多くの課題に走り回った一年でした。石綿被害者の方たちとも手を取り合って問題に取り組み、ともに悲しみ、ともに怒り、また喜びもともに出来ました。そのなかで、取り組むほどに新たな課題にぶつかり、より一層の取り組み強化の必要性を感じています。

昨年のクボタショックよりアスベスト関連疾患の労災認定件数は急増し、2006年度4月より9月までの上半期で肺がん328件、中皮腫512件の合計840件が認定され、2005年度の総数の722件をすでに上回りました。その多くは新聞などの報道によって石綿被害に思い当たったと思われますが、厚生労働省は昨年発表した、2004年までの739件の認定にかかる石綿がん労災認定事業場名公表以来、2005年度以降の労災認定事業場名を明らかにしていません。事業場名は労働者や住民が労災被害や環境被害であるかどうか知る手がかりとなる重要な情報です。このことも、早急に国に対応を求めていかなければならない課題の一つです。

「石綿新法」も「隙間」と格差だらけの法律であり、今後も中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会や中皮腫・じん肺・アスベストセンター・全国労働安全衛生センター連絡会議などと協力して、取り組んでまいります。

ハツリじん肺問題も相変わらず相談があり、また、偽装請負問題で注目されたようにやはりいまに「労災隠し」が派遣労働、建設現場などで横行し、末端の労働者や外国人労働者が被害にっています。過重労働による脳・心臓疾患、精神疾患も多く、最近は職場の「いじめ」による精神疾患もめずらしくなっています。これら被災者の救済、労災認定・上積み補償・損害賠償請求にも、取り組みを強化し、使用者責任を追及していきます。また、参加型安全衛生活動・労働安全衛生マネジメントシステムの活用などにより、労働者の働く職場環境の改善を図るため、関係労組、団体、専門家と一緒に協力を進めてまいる所存です。

今後のこうした安全センターの運動を進めていくため、誠に心苦しい限りではありますがあなたのご理解いただき、今期カンパへのご協力をお願い申し上げます。

2006年12月

関西労働者安全センター運営協議会  
議長 浦功  
事務局長 西野方庸

郵便振替口座 00960-7-315742  
大阪労働金庫 梅田支店 普通 1340284

腰痛予防に腰部保護ベルト - 宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

## らくようたい インナー&アウタータイプ

### Super (スーパーリリーフ) NEW! Relief インナータイプ

腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。



種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL
らくようたい	男 DR-1G	黒/白	ウェスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女 DR-1L	黒/白	ウェスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief 用	兼 Super Relief	グレー・ブルー - (ツートン)	ウェスト 骨盤回り	56-65 64-72	65-85 70-88	85-100 85-102	100-110 100-112	-

(頃価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。

■パンフレットあります。関西労働者安全センターTEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

## 「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頃価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

●郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター

●近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部	200円
年間定期購読料(送料込み)	1部 3,000円
〃	2部 4,800円
〃	3部以上は、1部につき2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には 1部無料配布。2部以上は1部150円増

## Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式  
会社

国際印刷出版研究所

KOKUSAI

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号

TEL. 06(6551)6854 FAX. 06(6551)1259